

地域再生計画認定申請マニュアル
(各 論)

平成 1 8 年 9 月 2 8 日

内閣府 地域再生事業推進室

もくじ

地域再生法の認定制度に基づく特別の措置

1	地域再生に資する民間プロジェクトに対する課税の特例	1
2	地域再生のための交付金の活用（地域再生基盤強化交付金）	
2 - 1	道整備交付金	7
2 - 2	污水处理施設整備交付金	9
2 - 3	港整備交付金	12
3	補助対象財産の転用手続きの一元化・迅速化	
3 - 0	補助対象施設の有効活用	15
3 - 1	補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化	17
3 - 2	史跡等購入費補助金により購入した土地の一時転用	21
3 - 3	公立社会教育施設の有効活用	22
3 - 4	社会体育施設の有効活用	26
3 - 5	勤労青少年ホームの施設転用	28
3 - 6	職業能力開発学校の施設転用	30
3 - 7	社会福祉施設の転用の弾力的な承認	35
3 - 8	保健衛生施設等の有効活用	37
3 - 9	医療施設等の有効活用	40
3 - 10	農林水産関係補助対象施設の有効活用	41
3 - 11	下水道補助対象施設における目的外使用承認の柔軟化	47
3 - 12	公営住宅における目的外使用承認の柔軟化	48
3 - 13	特定優良賃貸住宅における目的外使用承認の柔軟化	50
3 - 14	環境省関係補助対象施設の有効活用	52
3 - 15	防衛施設庁関係補助対象施設の有効活用	54

地域再生計画と連携した支援措置

1	地域再生計画に基づく目的別・機能別交付金の総合的な実施	57
2	「地域の知の拠点再生プログラム」に位置づけている支援措置	
2 - 1	科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム	61
2 - 2	現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）	62

2 - 3	地域医療等社会的ニーズに対応した質の高い医療人養成推進プログラム（医療人G P）	6 4
2 - 4	国立大学法人における地域振興、地域貢献関連事業（学術研究関係）	6 6
2 - 5	「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進	6 7
2 - 6	地方大学等の知的・人的資源活用による農林水産研究の実用化促進	7 1
2 - 7	地域の産学官連携による優れた実用化技術開発への助成	7 3
2 - 8	地域新生コンソーシアム研究開発事業	7 4
2 - 9	地域新規産業創造技術開発費補助事業	7 6
2 - 10	地方公共団体と地域の大学との連携促進のための寄附金支出協議の簡素化・迅速化	7 7
3	その他地域再生計画の認定に基づく支援措置	
3 - 1	地域再生に資するN P O等の活動支援	8 2
3 - 2	公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除	8 5
3 - 3	公共施設を転用する事業へのリニューアル債の措置	8 6
3 - 4	組合等施行土地区画整理事業について地方負担分への起債措置	8 7
3 - 5	文化芸術による創造のまち支援事業の活用	8 8
3 - 6	地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）	8 9
3 - 7	日本政策投資銀行の低利融資等	9 1
3 - 8	国民生活金融公庫の「新創業融資制度」の要件緩和	9 3
3 - 9	中小企業再生支援協議会、整理回収機構等の連携	9 5
3 - 10	地域通貨モデルシステムの導入支援	9 6
3 - 11	地域再生支援のための「特定地域プロジェクトチーム」の編成	9 7
3 - 12	地域資本市場育成のための投資家教育プロジェクトとの連携	9 8
3 - 13	公有地の拡大の推進に関する法律による先買いに係る土地を供することができる用途の範囲の拡大	9 9
3 - 14	広域市町村が連携して行う事業に対する支援	1 0 1

地域再生法の認定制度に基づく特別の措置

1 地域再生に資する民間プロジェクトに対する課税の特例（内閣府・財務省）

：【A2001】

支援措置を設ける趣旨及び概要

医療、福祉、地域交通など、従来、公的主体が担っていた事業分野や、リサイクル、新エネルギーなどの環境負荷の低減、地場産業支援のための試験研究、商品開発、販路拡大などの促進といった政策的意義が高いものの収益性の観点から民間事業者の積極的参入が期待できない事業分野については、地域再生に資する経済的社会的効果の高いものとして、こうした事業への民間からの投資を促進することを目的とするものです。

そのため、地域再生に資する経済的社会的効果の高い事業を行う株式会社が発行する株式を個人が払込みにより取得した場合に、投資額控除等の課税の特例措置を適用するものです。

支援措置の内容

（1）制度概要

地域再生計画に記載されている特定の事業を行う特定地域再生事業会社が発行する株式を個人が払込みにより取得した場合に、当該株式の取得に関して課税の特例措置が適用されます。

A）個人投資家が適用を受ける課税の特例の内容（租税特別措置法で規定）

ア 投資額控除

特定地域再生事業会社に対する投資額を、同一年分の株式譲渡益から控除することができます。

なお、取得した特定地域再生事業会社の株式の取得価額は、その投資額から上記の控除額を差し引いた額となります。

イ 損失繰延

当該株式の譲渡により生じた損失を、その年の翌年以降3年にわたって繰り越して、他の株式譲渡益から控除することができます。また、特定地域再生事業会社の解散に伴う清算終了や破産手続開始の決定を受けて、当該株式の価値がなくなった場合にも、一定の金額を譲渡による損失とみなして、その年分の株式譲渡益から控除し、その年の翌年以降3年にわたって繰り返すことができます。

ウ 譲渡益圧縮

当該株式を3年超保有して、（ア）公開前であって買付通知書が交付されることにより行われる売却をしたとき、又は（イ）公開後であってその公開後3年

以内に一定の売却をしたときは、譲渡益を1/2に圧縮して課税する特例が受けられます。

B) 地域再生に資する経済的社会的効果の高い事業（特定地域再生事業）の内容（地域再生法施行規則で規定）

- ア 医療施設、社会福祉施設、交通施設等の公益的施設の整備又は運営に関する事業
- イ 環境への負荷の低減に資する新エネルギー施設等の整備又は運営に関する事業
- ウ 地場産業の支援に資する試験研究施設、流通販売施設等の整備又は運営に関する事業

C) 特定地域再生事業会社の要件（地域再生法施行規則で規定）

- ア 常時雇用する従業員の数が20人以上であること
- イ 認定地域再生計画に記載されている特定地域再生事業を専ら行う株式会社であること
- ウ 地方公共団体が当該株式会社の発行済株式の総数の5/100以上1/3以下の株式を保有していること
- エ 非上場会社、非店頭登録会社であること
- オ 中小企業者であり、大規模法人の子会社ではないこと
- カ 認定地域再生計画の認定が取り消された場合における当該認定地域再生計画に記載されている特定地域再生事業を行う株式会社ではないこと
- キ 株式投資契約を締結する株式会社であること

D) 課税の特例が受けられる個人投資家の主な要件（租税特別措置法で規定）

- ア 株式投資契約を締結していること
- イ 特定地域再生事業会社の株式を払込みにより取得していること
- ウ 特定地域再生事業会社が同族会社である場合に、同族会社の判定の基礎となる株主グループに属していないこと

(2) 「株式会社が発行する株式を個人が払込みにより取得した場合」とは、特定地域再生事業会社が内閣総理大臣の指定を受けた後において、新たに発行した株式を個人が取得した場合はいいません。法人が当該株式を取得した場合は対象外です。

既存の株式会社でも上記(1)C)の要件を満たしていれば、必ずしも新規に株式会社を設立する必要はありません。

C)アの「常時雇用」とは、雇用契約の形式の如何を問わず、事実上の期間の定めなく雇用されている場合をいいます。具体的には、

- (ア) 期間の定めなく雇用されており、かつ、1週間の所定労働時間が20時間以上である場合
- (イ) 一定の期間を定めて雇用されている場合であって、その雇用期間が反復更新さ

れて事実上(ア)と同等と認められる場合

(ウ)日々雇用される場合であって、雇用契約が日々更新されて事実上(ア)と同等と認められる場合

が挙げられます。よってパートタイム労働者であってもこのような雇用条件下にある場合には常時雇用者として取り扱います。

また、(C)キ及びD)アの「株式投資契約」については、別途定めている「地域再生法第12条に規定する課税の特例に関する運用指針」において、株式投資契約の記載事項及び当該記載事項を踏まえた株式投資契約の参考様式を定めていますので、留意してください。

(3) その他

特定地域再生事業会社が発行する株式について、ファンド(投資事業有限責任組合及び民法組合)を通じて当該株式を取得するスキームを考えている場合には、内閣府地域再生事業推進室までご相談ください。

支援措置に係る必要な事項

(1) 地域再生計画の認定に必要な記載事項

A) 課税の特例の対象となる特定事業の内容

特定地域再生事業の具体的内容、事業スケジュール、事業主体に関する事項を記載してください。なお、当該事業は地域再生計画の目標達成に不可欠な事業であることが求められますので、記載にあたっては、当該事業と地域再生計画の目標との関連に留意してください。

B) A)の事業の実施による雇用機会の創出に係る具体的効果

課税の特例の対象となる事業としては、地域再生に資する経済的社会的効果を及ぼす事業である必要がありますが、この「経済的社会的効果」を判断する指標として「雇用機会の創出」は地域再生の推進の効果として客観的・直接的に顕在することから重視しているものです。よって、地域再生計画の認定申請にあたっては、A)の事業を実施するために創出される雇用機会について、見込まれる効果・積算の根拠を具体的に記載してください。

(2) 特定地域再生事業会社の指定を受けるために必要な手続き

A) 課税の特例の適用に係る手続きとしては、地域再生計画の認定とは別の手続きとして特定地域再生事業会社の指定を受けることが必要となります。

特定地域再生事業会社の指定に関する手続きとしては、地域再生計画に記載されている特定地域再生事業を行う主体である株式会社が内閣総理大臣に指定の申請を行うこととなります。地域再生計画の認定申請主体である地方公共団体は指定申請主体ではありません。

B) 指定申請に必要な書類は次のとおりです。

ア 特定地域再生事業会社指定申請書

イ 添付書類

(ア) 定款

(イ) 登記事項証明書

(ウ) 申請日の属する事業年度の前年の貸借対照表、損益計算書（設立後1年以内の企業は社内組織図）

(エ) 申請日の属する事業年度末の財産目録（設立後1年以内の企業は設立時における財産目録）

(オ) 特定地域再生事業会社の要件に適合することを証する書類

なお、上記(オ)特定地域再生事業会社の要件に適合することを証する書類は、以下のとおりです。

() 特定地域再生事業会社の要件の一つである「一定数以上の常用雇用者を有すること」を確認するものとしては、労働基準法施行規則第55条に規定する「賃金台帳」(様式20)の人数分の写しを提出してください。なお、上記書類は雇用保険法施行規則第9条第1項の規定により公共職業安定所長から通知される「雇用保険被保険者通知書(事業主通知用)」の人数分の写しをもって代えることができます。

() 特定地域再生事業会社の要件の一つである「当該株式会社に対する認定地方公共団体の一定程度の出資があること」を確認するものとしては、当該株式会社の株主名簿一覧を提出してください。

C) 特定地域再生事業会社指定申請書としては、次の様式を使用してください。その際には、A4縦の用紙に横書きを基本とし、12ポイント程度の見やすいフォントを使用してください。また、両面コピー、カラー表示は極力避けてください。

特定地域再生事業会社指定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

名称及び代表者の氏名 印

地域再生法第12条第1項の規定により特定地域再生事業会社の指定を受けたいので、申請します。

- 1 会社の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 事業の具体的内容

注) 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

地域再生計画の認定申請にあたって必要な書類

(1) 事業主体の特定状況を明らかにする書類

地域再生計画の認定基準の一つである「円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること」に関して、事業の実施主体が特定されているか、特定される見込みが高いことを求めることとしていますが、具体的会社名は絶対的記載事項として位置付けていません。しかし、特定地域再生事業会社の指定を受け、当該会社に対して個人からの投資が行われないと課税の特例の効果はありませんので、地域再生計画の認定申請時において会社が特定されていることが望ましいものと考えています。よって当該地域再生計画の目標達成に向けて行われる特定地域再生事業が円滑かつ確実に実施されることを裏付けるものとして、当該事業主体の特定状況を明らかにする書類を徴求するものです。なお計画策定時に事業主体が特定できない場合も想定されますが、その場合には事業主体の見込みを記載してください。その際、どういった会社が特定地域再生事業を担うことになるか、事業主体の決定スケジュール等について、可能な限り具体的に記載した資料を添付してください。

(2) 特定地域再生事業の実施による雇用機会の創出の程度の根拠となる資料

雇用機会の創出は地域再生の推進の効果として客観的・直接的に顕在するものであり、課税の特例措置を講じる意義として明確であると考えています。よって、課税の特例に関する記載事項として、特定の事業の実施による雇用機会の創出に係る具体的効果を求めており、当該記載の根拠となる資料を徴求するものです。そこで、計画に記載している雇用機会の創出に係る具体的効果の裏付けとなる資料を添付してください。

(3) 特定地域再生事業の具体的内容及び事業スケジュールを明らかにする書類

特定地域再生事業の具体的内容及び事業スケジュールについては地域再生計画への記載を求めています。特定地域再生事業の具体的内容が分かる資料がありましたら添付してください。また、事業スケジュールについては、認定基準の一つである「円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること」が確認できるように、現実的なスケジュール表及びその内容を説明した文書を添付してください。

地域再生計画の記載及び書類添付にあたって留意すべき事項

特になし。

当該支援措置を認定申請できる時期について

期限を設けない。

措置の区分：法律、政令、省令

支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

- | | |
|-----------------|---------------------------------------|
| (1) 地域再生法 | 第5条第3項第1号、第12条 |
| (2) 地域再生法施行規則 | 第1条第3号及び第4号、第2条第2項第1号、
第3条、第6条、第7条 |
| (3) 租税特別措置法 | 第37条の13、第37条の13の2、
第37条の13の3 |
| (4) 租税特別措置法施行令 | 第25条の12、第25条の12の2、
第25条の12の3 |
| (5) 租税特別措置法施行規則 | 第18条の15、第18条の15の2、
第18条の15の3 |

支援措置に係る現行規定の概要：なし

2 地域再生のための交付金の活用（地域再生基盤強化交付金）

2 - 1 道整備交付金：【A3001】

支援措置を設ける趣旨及び概要

地域における経済基盤の強化又は生活環境の整備のため、特に地域における交通の円滑化及び産業の振興を図ることを目的として、地域において関連性を有する道路、農道及び林道の効率的な整備を支援します。

支援措置の内容

道路、農道及び林道の整備に必要な経費として、施設間、年度間で融通可能な交付金を交付します。（交付期間は3～5年）

当該施設の整備のために交付された交付金を、一定の範囲で計画に位置づけられた他の施設（市町村道、広域農道、林道）の整備に充てることも可能です。

事業を進めていく上で、例えば用地買収が不調に終わるなどの理由で当該年度の事業量が縮小した場合などは、交付された交付金を優先して充てることで国への繰り越し手続きを不要とすることが可能です。

【支援措置の対象となる施設】

地域の道路ネットワークを構成する市町村道、広域農道、林道が対象となります。

市町村道：道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項に規定する市町村道（過疎地域振興特別措置法等の規定による都道府県の権限代行事業により整備されるものを含む。）

広域農道：農道整備事業実施要綱（昭和52年4月16日付け52構改D第239号農林水産事務次官依命通知）に基づくもの

林道：都道府県又は市町村が整備する森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の地域森林計画に定める林道

【適用要件】

支援措置の対象となる施設のうち、異なる2以上の施設の整備が地域再生計画に位置づけられている必要があります。

支援措置に係る必要な手続き

市町村道にあつては、市町村の認定路線となっている必要があります。

広域農道にあつては、土地改良法に基づく実施手続きが開始されている必要があります。

林道にあつては、地域森林計画に記載されている必要があります。

認定申請に当たって必要な書類

地域再生計画の「目標を達成するために行う事業」の項目に の手続きの経緯を簡潔に記載してください。

地域再生計画及び添付書類の記載に当たって留意すべき事項

地域再生計画は、必ず整備事業の実施主体となる者が作成する必要があります。（都道府県が実施する事業と市町村が実施する事業を組み合わせる2以上の事業とする場合は、それぞれの事業実施主体である県と市町村が共同作成者となる必要があります。）

市町村が実施する林道事業は、市町村が実施する事業に県が補助する間接補助事業ですので、地域再生計画は県及び市町村が連名で作成する必要があります。

道整備交付金の目標に関する事項を記載する場合は、特定区間の移動時間の短縮時間のような定量的な目標を記載してください。

【地域再生計画への記載事項】

それぞれの項目について、 に示した支援措置の対象となる施設の種類ごとに記載してください。

- ・ 事業主体
- ・ 施設の種類
- ・ 事業区域（市町村名を記載）
- ・ 事業期間（5年以内で記載）
- ・ 事業費（事業期間に係る事業費を千円単位で記載。事務費込み。指導監督費は除く。）
- ・ 整備量（事業期間に係る数量を延長により記載）

【地域再生計画への添付資料】

- ・ 各施設の整備区域又は整備箇所を示した図面（計画に位置づけられている関連する道路網と整備対象施設が分かるように記載するとともに、事業箇所を旗揚げし、事業期間、整備量、事業費、交付金の額を記入） など

農業集落排水施設：農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱（平成14年3月27日付け農振第3488号農林水産事務次官依命通知）に基づくもの

漁業集落排水施設：漁業集落環境整備事業実施要領（昭和53年7月10日付け53水港第3598号農林水産事務次官依命通知）に基づくもの

浄化槽：浄化槽整備事業費国庫補助金交付要綱（平成6年10月20日付け厚生省生衛第902号環境事務次官通知）に基づくもの

【適用要件】

支援措置の対象となる施設のうち、異なる2以上の施設の整備が地域再生計画に位置づけられている必要があります。（農業集落排水施設と漁業集落排水施設の組み合わせはいずれも集落排水施設であるため、2の施設とカウントできません。）

支援措置に係る必要な手続き

公共下水道にあっては、下水道法第4条に定める事業計画の認可を受けておく必要があります。

農業集落排水にあっては、農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱及び同要綱の運用に定める手続きを了している必要があります。

漁業集落排水施設にあっては、漁業集落環境整備事業実施要領に定める事業基本計画の承認を受けておく必要があります。

浄化槽にあっては、浄化槽整備事業費国庫補助金交付要綱（平成6年10月20日付け厚生省生衛第902号環境事務次官通知）に定める要件を満たしている必要があります。

認定申請に当たって必要な書類

公共下水道、浄化槽にあっては特にありません。

集落排水施設にあっては、 の手続きを了したことが確認できる書類を添付してください。

地域再生計画及び添付書類の記載に当たって留意すべき事項

地域再生計画は、必ず整備事業の実施主体となる者が作成する必要があります。

汚水処理施設整備交付金の目標に関する事項を記載する場合は、汚水処理人口の普及率を記述してください。

【地域再生計画への記載事項】

それぞれの項目について、に示した支援措置の対象となる施設の種類（浄化槽については個人設置型又は市町村設置型の区分まで）ごとに記載してください。

- ・ 事業主体
- ・ 施設の種類
- ・ 事業区域（市 地区のように記載）
- ・ 事業期間（5年以内で記載）
- ・ 事業費（事業期間に係る事業費を千円単位で記載。事務費込み。指導監督費は除く。（従来の補助制度の補助対象外（単独事業分）は外数として記載。個人設置型浄化槽の市町村上乗せ分は記載不要。））
- ・ 整備量（事業期間に係る数量を記載。浄化槽にあつては、事業期間内の基数の合計（個人設置型・市町村設置型を合わせたもの）を記載）

【地域再生計画への添付資料】

- ・ 各施設の整備区域又は整備箇所を示した図面（計画に位置づけられている整備対象施設が分かるように記載するとともに、事業箇所を旗揚げし、当該箇所の事業期間、整備量、事業費、交付金の額を記入。処理場が存在するか計画に含まれる場合はその位置も記入。） など

当該支援措置を認定申請できる時期について

原則として1月（予算状況により追加的に募集することがあり得ます。）

地域再生計画の変更について

地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更、施設毎の整備量又は交付金の種類毎の事業費の2割以内の増減若しくは1年以内の事業期間の変更であつてやむを得ないものと認められるもの以外の変更については、地域再生計画を変更する必要があります。

その場合、既に認定されている計画であっても、新たに予算措置を必要とする施設を追加する場合は、原則として1月の認定申請と同じ時期に受付けます。（そのほかは随時受付けます。）

2 - 3 港整備交付金：【A3003】

支援措置を設ける趣旨及び概要

地域における経済基盤の強化又は生活環境の整備のため、特に、地域における海上輸送及び水産業を通じて地域経済の振興を図ることを目的として、地域の交流促進や防災安全といった地域レベルで共通する課題に適切に対応するために必要となる地方港湾の港湾施設と第一種漁港の漁港施設の効率的な整備を支援します。

支援措置の内容

港湾及び漁港の整備に必要な経費として、施設間、年度間で融通可能な交付金を交付します。（交付期間は3～5年）

当該施設の整備のために交付された交付金を、一定の範囲で計画に位置づけられた他の施設（港湾施設、漁港施設）の整備に充てることも可能です。

事業を進めていく上で、例えば気象条件等による施工計画・工法変更などの理由で当該年度の事業量が縮小した場合などは、交付された交付金を優先して充てることで国への繰り越し手続きを不要とすることが可能です。

【支援措置の対象となる施設】

地元の利用が主体となっている地方港湾及び第一種漁港における以下の港湾施設及び漁港施設が対象となります。

地方港湾：港湾法（昭和25年法律第218号）第43条第3号から第5号までに掲げる港湾施設

第一種漁港：漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条第1号及び第2号イ、ハ（公共施設用地に限る。）、チ、ル、ヲ及びカの漁港施設

【適用要件】

港湾施設と漁港施設の両施設の整備が地域再生計画に位置づけられている必要があります。

支援措置に係る必要な手続き

港湾施設にあつては、地方港湾審議会の意見の聴取（港湾計画を作成している場合）その他の所要の調整を了している必要があります。

漁港施設にあつては、別に漁港施設用地等利用計画の協議その他の所要の調整

を了している必要があります。

認定申請に当たって必要な書類

特になし。

地域再生計画及び添付書類の記載に当たって留意すべき事項

地域再生計画は、必ず整備事業の実施主体となる地方公共団体（一部事務組合や港務局といった港湾管理者を含む。）が作成する必要があります。（都道府県が実施する事業と市町村が実施する事業を組み合わせるとして2以上の事業とする場合は、それぞれの事業実施主体である県と市町村が共同作成者となる必要があります。）

市町村が実施する漁港施設整備事業は、市町村が実施する事業に県が補助する間接補助事業ですので、地域再生計画は県及び市町村が連名で作成する必要があります。

港整備交付金の目標に関する事項を記載する場合は、放置艇の減少隻数のような定量的な目標を記載してください。

【地域再生計画への記載事項】

それぞれの項目について、に示した支援措置の対象となる施設の種類（港湾施設、漁港施設の別）ごとに記載してください。

- ・ 事業主体
- ・ 施設の種類
- ・ 事業区域（港湾区域、漁港区域のみを対象とする場合は「市の区域の一部（港及び漁港）」、背後圏を含めて指定する場合は「市の全域」のように記載）
- ・ 事業期間（5年以内で記載）
- ・ 事業費（事業期間に係る事業費を千円単位で記載。事務費込み。指導監督費は除く。）
- ・ 整備量（事業期間に係る防波堤、岸壁等主要な施設名（港湾法第2条第5項並びに漁港漁場整備法第3条第1号及び第2号に掲げる施設）を記載。数量は記載しない。）

【地域再生計画への添付資料】

- ・ 各施設の整備区域又は整備箇所を示した図面（計画に位置づけられている整備対象施設が分かるように記載するとともに、事業箇所を旗揚げし、施設の名称、事業量を記入）など

当該支援措置を認定申請できる時期について

原則として1月（予算状況により追加的に募集することがあり得ます。）

地域再生計画の変更について

地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更、施設毎の整備量又は交付金の種類毎の事業費の2割以内の増減若しくは1年以内の事業期間の変更であってやむを得ないものと認められるもの以外の変更については、地域再生計画を変更する必要があります。

その場合、既に認定されている計画であっても、新たに予算措置を必要とする施設を追加する場合は、原則として1月の認定申請と同じ時期に受け付けます。（そのほかは随時受け付けます。）

3 補助対象財産の転用手続きの一元化・迅速化

補助対象施設を有効に活用した地域再生を支援するため、社会経済情勢の変化等に伴い需要の著しく減少している補助対象施設の転用を弾力的に認めるとともに、手続きを簡素合理化することとし、関係省庁の同意を得て内閣総理大臣の認定を受けた場合、当該計画に係る補助対象施設について補助金等適正化法第22条の各省庁の長の承認があったものとして取り扱います。その際、補助金相当額の国庫納付を原則として求めないこととし、転用後の主体にかかわらず転用を認めます。

なお、有償の譲渡・貸付の場合、公共施設以外への転用の場合及び補助対象外公共施設への転用（補助目的の達成状況等に照らし必要がある場合に限り）の場合には国庫納付を求めることができる等補助目的の達成や資産の適正な使用の観点から必要最小限の条件を付すことができるものとします。

3 - 0 補助対象施設の有効活用（全府省庁）：【A3004】

支援措置を設ける趣旨及び概要

補助金の趣旨、目的等も踏まえつつ、地方公共団体において社会経済情勢の変化等に伴って需要が著しく減少している補助対象施設を有効に活用した地域再生を支援するものです。

支援措置の内容

本支援措置は、全府省庁が行うものであり、このうちこのマニュアル策定の時点で各府省庁が取り組むことを明らかにした分野のものについては、3 - 1以降の必要な手続き等を明示していますので、それらを参照してください。これ以外の補助対象施設についても、地域再生計画に支援措置として盛り込むことが可能です。その際に必要となる要件や添付書類などは個別具体的な事案に応じて認定することができるかどうかを政府として判断することになります。なお、個別の調整の結果その取扱いが明確になったものについては、順次、本マニュアルに加えることにします。

補助対象施設を有効に活用した地域再生を支援するため、社会経済情勢の変化等に伴い需要の著しく減少している補助対象施設の転用を弾力的に認めるとともに手続きを簡素合理化することとし、関係省庁の同意を得て内閣総理大臣の認定を受けた場合、当該計画に係る補助対象施設について補助金等適正化法第22条の各省各庁の承認があったものとして取り扱うこととします。その際、補助金相当額の国庫納付を原則として求めないこととし、転用後の主体にかかわらず転用を認めることとします。

なお、

- (1) 有償の譲渡・貸付の場合
- (2) 公共施設以外への転用の場合

(3) 補助対象外公共施設への転用 (補助目的の達成状況等に照らし必要がある場合に
限る) の場合

には、国庫納付を求めることができる等

補助目的の達成や資産の適正な使用の観点から必要最小限の条件を付すことができる
ものとします。

「補助対象施設」とは、補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した (改
修等) 施設をいいますが、道路・河川等の占用許可制度が活用できる施設については、
占用許可制度をもって補助対象施設の有効利用が図られるものですので、御留意くだ
さい。

「需要の著しく減少している」とは、当初の補助目的に照らしてその補助効果がほ
とんど期待できないと認められる状態をいいます。

「各省各庁の承認があったものとして取り扱う」とは、補助対象施設の有効活用を
支援措置として盛り込んだ地域再生計画が関係省庁の同意を得て内閣総理大臣の認定
を受けた場合には、別段の手續を要することなく、補助金等適正化法第 22 条の各省
各庁の長の承認があったものとして取り扱い、転用を可能にすることをいいます。

「等」、「必要最小限の条件」とは、(1) から (3) までに掲げた場合以外に、法令
等による制限はもちろん、各府省庁の判断により必要最小限の条件を付すことを認め
たものであり、例えば、財産処分制限期間の承継、転用目的以外への使用禁止等が考
えられますが、本支援措置の趣旨等にかんがみ、過度な制約は課されるべきものでは
ありませんので、必要最小限の条件に限って認められることを明確にしたものです。

支援措置に係る必要な手続き

個別の案件毎に異なりますので、内閣府へご相談ください。

認定申請にあたって必要な書類

個別の案件毎に異なりますので、内閣府へご相談ください。

地域再生計画及び添付書類の記載にあたって留意すべき事項

補助対象施設の現状、転用の必要性、転用の相手方、転用の形態 (譲渡・貸与の別、
有償・無償の別) 及び転用後の施設の目的について具体的に記述する必要があります。

当該支援措置を認定申請できる時期について

期限を設けない。

支援措置を設ける趣旨及び概要

国庫補助を受けて整備された公立学校の廃校校舎等の財産処分の承認に当たっては、従来より、弾力的な取扱いを行っていますが、建築後の経過年数や廃校校舎等の転用主体にかかわらず、国庫納付金を不要とする範囲を拡大することにより、遊休化した学校施設の有効利用を一層促進し、その地域における多様な活動を促進するものです。

支援措置の内容

【支援措置の適用対象となる施設】

国庫補助を受けて整備された以下の公立学校施設（国庫補助事業完了後10年を超える期間を経過していないものを含む。）。

- (1) 統合又は別敷地移転等により廃校となった学校の
 - a. 校舎（廃園となった園舎を含む。）、屋内運動場及び寄宿舍
セミナーハウス等の国庫補助制度が終了したのものも含む。
 - b. 水泳プール、武道場、クラブハウス及び屋外運動場照明施設
 - c. 学校給食施設（調理場、学校食堂）
- (2) 余裕教室（園舎の余裕スペースを含む。）
- (3) 入居見込みのないへき地教員宿舎
（これらに付随する建物以外の工作物及び設備を含む。）

【支援措置の適用要件】

支援措置の適用に当たっては、以下の各要件を満たす必要があります。

（なお、地方公共団体が廃校校舎等の財産処分を行うに当たっては、関係法令の規定に反しない取扱いが必要となります。）

- (1) 廃校校舎等の設置者である地方公共団体において、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請すること（他の地方公共団体と共同して地域再生計画の作成を行う場合を含む。）
- (2) 廃校校舎等を利用して実施される事業が「地域再生基本方針」に定める地域再生の意義及び目標に合致するものであること（民間事業者に対して廃校校舎等を貸与する場合にあっては、民間事業者と地方公共団体が連携協力して進められる事業内容であること。）
- (3) 地域再生の観点から実施される事業の効率的な実施に当たり、廃校校舎等の利用が必要であること。
- (4) 同一地方公共団体における無償による転用であること又は他の地方公共団体若しくは民間事業者に対して廃校校舎等を無償貸与すること。
- (5) 余裕教室を利用する場合にあっては、当該学校における教育に支障のない利

用内容であること。

支援措置に係る必要な手続き

特になし。

認定申請にあたって必要な書類

「地域再生計画に基づく財産処分の内容について」（別記様式 1）

【別記様式 1 に添付する書類】

- (1) 実績報告書及び額の確定通知書の写し
- (2) 建物配置図
- (3) その他参考資料

地域再生計画及び添付書類の記載にあたって留意すべき事項

本支援措置を含む地域再生計画の認定申請に当たっては、上記「支援措置の内容」の「支援措置の適用要件」に挙げる各適用要件への該当性を個別具体的に記述するとともに、廃校校舎等において実施される取組内容、事業内容等を記載した別記様式 1 を作成し、これを地域再生計画に添付する必要があります。なお、この別記様式 1 の記載については、「様式 1 記載要領」を参照してください。

当該支援措置を認定申請できる時期について

期限を設けない。

措置の区分：運用

支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

- ・補助金等適正化法第 22 条
- ・公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について（平成 9 年 11 月 20 日付け文部省教育助成局長通知）
- ・公立学校施設整備費補助金（学校体育諸施設補助）等に係る財産処分の承認等について（平成 10 年 10 月 23 日付け文部省体育局長通知）
- ・公立学校施設整備費補助金（学校給食施設整備費）等に係る財産処分の承認等について（平成 11 年 2 月 26 日付け文部省体育局長通知）

支援措置に係る現行規定の概要：

国庫補助を受けて整備された公立学校施設の財産処分の承認に当たっては、以下の各要件に該当する場合には、国庫納付金を不要としています。

- ・国庫補助事業完了後 10 年を経過したこと。
- ・公共用施設として転用すること。
- ・無償による転用であること。

(様式1)

地域再生計画に基づく財産処分の内容について

設置者(都道府県市区町村)名										
1 処分の内容										
学校名 又は 施設名	補助 年度	事業名	施設 区分	構造 区分	補助 面積 ()	補助 金額 ()	処分 内容	処分予 定年月	備考	
					m ²	千円				
2 経過及び処分の理由										
3 添付資料										
(1) 実績報告書及び額の確定通知書の写し										
(2) 建物配置図										
(3) その他参考資料										

【様式 1 記載要領】

様式 1 の記載に当たっては、以下の点に留意して作成すること。

1 「1 処分の内容」について

財産処分を行う当該校に係る国庫補助に関する実績報告書及び額の確定通知書に基づいて、学校名（又は施設名）、補助年度、事業名等、様式において定める事項を記入すること。

(1) 「施設区分」欄：上段に施設区分（建物・工作物・設備）、下段に建物区分（校舎・屋体・寄宿舍・教員住宅・園舎・給食・武道場・プール・産振）を記入すること。

(2) 「構造区分」欄：施設台帳の構造区分（R・S・W）を記入すること。

(3) 「補助面積」、「補助金額」欄：補助金を受けた施設の一部を処分する場合は、上段（ ）に補助の全体を、下段に当該処分に係る部分を記入すること。

(4) 「処分内容」欄：財産処分の種類（転用、貸付け等）及び処分先などを記入すること。

「処分内容」については、同一地方公共団体による転用の場合は「転用」、民間事業者等に無償貸与する場合は「貸付け」と記入すること。

(5) 「処分予定年月」欄：転用の場合は設置条例の施行日、無償貸与の場合はその始期及び終期を記載すること。

2 「2 経過及び処分の理由」

廃校、余裕教室等の発生経過を記述すること。処分の理由については、支援措置の適用要件（2）及び（3）の記述により、これに代えるものとする。

なお、必要に応じて、別紙を用いて説明すること。

3 「3 添付資料」について

(1) 「（2）建物配置図」については、処分する部分に色づけをするなど、その該当部分がわかるようにすること。

(2) 「（3）その他参考資料」については、資料の例は次のとおり。

ア 廃校となる学校に係る学校設置条例の一部改正条例（案）

イ 財産処分の対象となる学校に係る公立学校施設台帳（写）

ウ 転用の場合 転用後の施設に係る設置条例（案）、転用後施設の図面等

エ 貸与の場合 貸与契約書（案）、貸与先団体の概要がわかる資料

オ その他各地方公共団体が判断して添付する資料

3 - 2 史跡等購入費補助金により購入した土地の一時転用（文部科学省）

: 【A0802】

支援措置を設ける趣旨及び概要

本補助金により購入した土地については、適切に保存し、史跡として整備し国民共有の財産として後世に伝える必要がありますが、地方公共団体において整備を行うまでの間、一定の要件に該当するものについては一時的に他の用途への転用を認めることにより、当該土地を有効に活用した地域再生を支援するものです。

支援措置の内容

地方公共団体が史跡等購入費補助金により公有化した土地について、地域再生計画の申請があり、史跡等の保存・活用のための整備を行うまでに一定の期間を要する場合、次の要件に該当するものにおいては、他の用途に一時転用することを認めることとします。その際、補助金相当額の国庫納付を原則として求めないこととし、転用後の主体にかかわらず転用を認めることとします。

- (1) 土地の所有者である地方公共団体において、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請すること（他の地方公共団体と共同して地域再生の作成を行う場合を含む。）
- (2) 当該土地を利用して実施される事業が、「地域再生基本方針」に定める地域再生の意義及び目標に合致するものであること（民間事業者に対して当該土地を貸与する場合には、民間事業者と地方公共団体が連携して進められる事業内容であること。）
- (3) 地域再生の観点から実施される事業の効率的な実施に当たり、当該土地の利用が必要であること。
- (4) 転用に当たって当該地方公共団体が対価を得るものでないこと（民間事業者に対して当該土地を貸与する場合は、無償による貸与であること。）
- (5) 文化財保護法による現状変更の許可が可能な範囲内での転用であること。
- (6) 史跡等を公有化した後、当該箇所の保存・活用のための整備について、明確な整備計画を有していること。
- (7) 整備を行うまでの短期間に限定されたものであること。
- (8) 史跡等であることの対外的な表示が明確になっていること。
- (9) 転用中、文化財保護の観点から地方公共団体による管理が適切になされるものであること。

支援措置に係る必要な手続き

文化財保護法に基づく現状変更許可が必要な措置については、別途、現状変更許可申請の手続きが必要です。

認定申請にあたって必要な書類

- ア 整備計画書（上記要件（６）を示す書類、様式は問いません）
- イ 転用計画書（上記要件（２）（３）（４）（５）（７）（８）（９）を示す書類、様式は問いません。）
- ウ ア、イに係る図面及び写真

地域再生計画及び添付書類の記載にあたって留意すべき事項

転用を認める要件に該当するかについては、要件別に明確に記載してください。

当該支援措置を認定申請できる時期について
期限を設けない。

措置の区分：運用

支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

- ・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 22 条
- ・ 文化財保存事業費及び文化財保存施設整備費関係補助金交付要綱
- ・ 史跡等購入費補助金国庫補助要項

支援措置に係る現行規定の概要：

- ・ 適化法及び交付要綱において、補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこととされています。
- ・ 史跡等購入費補助金国庫補助要項においては、史跡等の保存のために行う土地買上げ等に要する経費について、補助することとされています。

3 - 3 公立社会教育施設の有効活用（文部科学省）：【A0803】

支援措置を設ける趣旨及び概要

本補助金の趣旨、目的等も踏まえつつ、地方公共団体において社会経済情勢の変化等に伴って需要が著しく減少している補助対象施設を有効に活用した地域再生を支援するものです。

支援措置の内容

補助対象施設を有効に活用した地域再生を支援するため、社会経済情勢の変化等に伴い需要の著しく減少している補助対象施設の転用等を弾力的に認めることとし、文部科学大臣の同意を得て内閣総理大臣の認定を受けた場合、当該計画に係る補助対象施設について補助金適化法第 22 条に基づく文部科学省の承認があったものとして取り扱うこととします。その際、原則として補助金相当額の国庫納付を求めないことと

します。

【支援措置の適用対象となる施設】

公立社会教育施設整備費補助金を受けて整備された公民館、図書館、博物館等の社会教育施設です。

【支援措置の適用条件】

支援措置の適用に当たっては、以下の各要件を満たす必要があります。

(なお、地方公共団体が社会教育施設を財産処分するに当たっては、関係法令の規定に反しない取り扱いが必要となります。)

- (1)社会教育施設の設置者である地方公共団体において、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請すること(他の地方公共団体と共同して地域再生計画の作成を行う場合を含む。)
- (2)社会教育施設を利用して実施される事業が、「地域再生基本方針」に定める地域再生の意義及び目標に合致するものであること(民間事業者に対して社会教育施設を貸与する場合にあっては、民間事業者と地方公共団体が連携協力して進められる事業内容であること。)
- (3)地域再生の観点から実施される事業の効率的な実施に当たり、社会教育施設の利用が必要であること。
- (4)同一地方公共団体における無償による転用であること又は他の地方公共団体若しくは民間事業者に対して社会教育施設を無償貸与すること。
- (5)地域における社会的教育活動の低下を招かないものであること。

支援措置に係る必要な手続き
特になし。

認定申請にあたって必要な書類

「地域再生計画に基づく財産処分の内容について」(別記様式2)

地域再生計画及び添付書類の記載にあたって留意すべき事項

添付書類において、支援措置の適用要件に該当する旨を明らかにすること。

当該支援措置を認定申請できる時期について

期限を設けない。

措置の区分：運用

支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

- ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条
- ・公立社会教育施設整備費補助金交付要綱

- ・ 公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等について（平成10年3月31日生涯学習局長裁定）

支援措置に係る現行規定の概要：

国庫補助を受けて整備された公立社会教育施設の財産処分の承認に当たっては、(1)～(5)の要件を充たす場合は、国庫納付金を不要としています。

- (1) 財産処分がやむを得ない事情によるものであること。
- (2) 従前行ってきた社会教育活動を確保すること。
- (3) 住民サービスの低下を招かないものであること。
- (4) 公的施設として無償で転用すること。
- (5) 代替施設をもって社会教育活動の確保をする場合は、当該代替施設が国庫補助を受けずに地方公共団体単独で整備された施設であること。

当補助金の財産処分に当たっては、構造改革特区の第2次提案を受け、「施設整備後概ね10年以上を経過したもの」という制限を15年度中に全国的に撤廃している。

(様式 2)

地域再生計画に基づく財産処分の内容について

設置者(都道府県市区町村)名

1 処分の内容

施設名	補助年度	構造	補助面積	補助金額	処分内容	処分予定月日	備考
			m ² ()	千円 ()			

2 経過及び処分の理由

3 添付資料

- (1) 額の確定通知書の写し
- (2) 処分する施設の平面図現況写真
- (3) 代替施設を確保する場合は、代替施設の平面図
- (4) 代替施設を確保する場合は、代替施設の条例(案)
- (5) その他参考資料

【様式2 記載要領】

1 処分の内容

- (1) 「構造区分」欄：施設台帳の構造区分（RC・S・W）を記入する。
- (2) 「補助面積」・「補助金額」欄：補助金を受けた施設の一部を処分する場合は、上段（ ）に補助の全体を下段に当該処分に係る部分を記入する。
- (3) 「処分内容」欄：財産処分の種類（転用、譲渡、交換、貸付け等）及び処分先などを記入する。

2 経過及び処分の理由

施設整備の経緯、処分の理由、代替施設を確保する場合は、その概要（施設規模・内容、事業内容、資金計画、職員体制等）について、記入すること。

- 3 当該財産処分が適当と認められる理由等を簡潔に記した文書を添えて提出すること。

3 - 4 社会体育施設の有効活用（文部科学省）：【A0804】

支援措置を設ける趣旨及び概要

補助金の趣旨、目的等も踏まえつつ、地方公共団体において社会経済情勢の変化等に伴って需要が著しく減少している補助対象施設を有効に活用した地域再生を支援するものです。

支援措置の内容

補助対象施設を有効に活用した地域再生を支援するため、社会経済情勢の変化等に伴い需要の著しく減少している補助対象施設の転用等を弾力的に認めることとし、文部科学大臣の同意を得て内閣総理大臣の認定を受けた場合、当該計画に係る補助対象施設について補助金適正化法第22条に基づく文部科学大臣の承認があったものとして取り扱うこととします。その際、原則として補助金相当額の国庫納付を求めないこととします。

【支援措置の適用対象となる施設】

国庫補助を受けて整備された体育館、水泳プール、運動場等の社会体育施設（これらに付随する建物以外の工作物及び設備を含む。）です。

【支援措置の適用要件】

支援措置の適用に当たっては、以下の各要件を満たす必要があります。

（なお、地方公共団体が社会体育施設の財産処分を行うに当たっては、関係法令の規定に反しない取扱いが必要となります。）

- (1) 社会体育施設の設置者である地方公共団体において、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請すること（他の地方公共団体と共同して地域再生計

画の作成を行う場合を含む。)

- (2) 社会体育施設を利用して実施される事業が、「地域再生基本方針」に定める地域再生の意義及び目標に合致するものであること(民間事業者に対して社会体育施設を貸与する場合にあっては、民間事業者と地方公共団体が連携協力して進められる事業内容であること。)
- (3) 地域再生の観点から実施される事業の効率的な実施に当たり、社会体育施設の利用が必要であること。
- (4) 同一地方公共団体における無償による転用であること又は他の地方公共団体若しくは民間事業者に対して社会体育施設を無償貸与すること。
- (5) 転用により地域スポーツ活動に支障が生じないこと。

支援措置に係る必要な手続き
特になし。

認定申請にあたって必要な書類

「地域再生計画に基づく財産処分の内容について」

(様式については、3-1 補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化)(別記様式1)に準じる)

ただし「学校」を「社会体育施設」と読み替えることとします。

地域再生計画及び添付書類の記載にあたって留意すべき事項

本支援措置を含む地域再生計画の認定申請に当たっては、上記「支援措置の内容」の「支援措置の適用要件」に挙げる各適用要件への該当性を個別具体的に記述するとともに、社会体育施設において実施される取組内容、事業内容等を記載した別記様式1を作成し、これを地域再生計画に添付する必要があります。この別記様式1の記載については、3-1 補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化の「様式1記載要領」を参照してください。

ただし「学校」を「社会体育施設」と読み替えることとします。

当該支援措置を認定申請できる時期について
期限を設けない。

措置の区分：運用

支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

- ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条
- ・公立学校施設整備費補助金(学校体育諸施設補助)等に係る財産処分の承認等について(平成10年10月23日付け文部省体育局長通知)

支援措置に係る現行規定の概要：

国庫補助を受けて整備された社会体育施設の財産処分の承認に当たっては、

以下の各要件に該当する場合は、国庫納付金を不要としています。

- ・国庫補助事業完了後10年を経過したこと
- ・公共用施設として転用すること
- ・無償による転用であること

3 - 5 勤労青少年ホームの施設転用（厚生労働省）：【A0901】

支援措置を設ける趣旨及び概要

地方公共団体において社会経済情勢の変化等に伴って需要が著しく減少している補助対象施設を有効に活用した地域再生を支援するため、補助対象施設の転用の取扱いを弾力化するものです。

支援措置の内容

補助対象施設である勤労青少年ホームを有効に活用した地域再生を支援するため、補助対象施設の転用を弾力的に認めるとともに手続きを簡素合理化することとし、地方公共団体が地域再生計画を作成し、同計画が厚生労働大臣の同意を得て内閣総理大臣の認定を受けた場合においては、同計画に係る補助対象施設である勤労青少年ホームについて、補助金等適化法第22条における「各省各庁の長の承認」があったものとして取り扱うこととします。同意に当たっては、以下のとおり取り扱うこととします。

(1) 同意する範囲

内閣総理大臣が地域再生計画を認定するにあたり、厚生労働大臣に当該計画についての協議があった場合には、その内容が現行の取扱いに加えて以下の条件を満たした場合においても、当該計画に係る補助施設の転用に同意します。

ア 社会経済情勢の変化等に伴い、補助目的に照らして需要の著しく減少している施設であること

(例えば、利用者の著しい減少が見られる場合、福祉施設として単独の機能で運営することについてのニーズが減少している場合など)

(2) 国庫への納付についての取扱基準

上記(1)における同意・承認に伴う国庫への納付の取扱いについては、それぞれの処分形態に応じて以下のとおりとなります。

ア 地方公共団体(同一補助事業者)内、若しくは他の地方公共団体における施設への無償による転用で、当該施設が雇用の安定や能力の開発及びその向上に資するための施設(当該施設等が雇用保険を財源としている場合は雇用保険の被保険者に対するものであること)への転用に当たる場合は、国庫への納付を免除します。

イ 民間機関(認定職業訓練施設は除く。)に譲渡・貸与する場合であって、

営利を主たる目的としない者（公益法人、事業主団体を想定）への無償の譲渡・貸与であり、転用後の用途が雇用の安定や能力の開発及びその向上に資するための事業（当該施設等が雇用保険を財源としている場合は雇用保険の被保険者に対するものであること）への転用である場合は国庫への納付を免除します。

ウ 上記ア及びイに該当しない転用である場合については、転用後の用途・主体にかかわらず、残存価格又は当該処分に伴い生じた収入額のいずれが高い額に国庫補助負担率を乗じて得た額を国庫へ納付することとします。

支援措置に係る必要な手続き

- (1) 地方公共団体は地域再生計画の申請とあわせて、当該補助対象施設に係る 取得年月日、耐用年数、取得価格、国庫補助額（補助金の名称）、国庫補助負担率、処分収入見込額、残存価格、処分の事由及び方法（国庫納付の免除要件との関係、老朽化の現状等）等について、別紙様式1「地域再生計画に基づく財産処分の内容について」により提出してください。
- (2) 地方公共団体は地域再生計画が認定された後は、速やかに当該補助施設を計画に沿って処分等を行い、その結果を別紙様式2「財産処分報告書」により報告しなければなりません。その際、当該案件が処分に伴う収入等があった場合は、処分収入額、廃棄（解体）に要した経費等の内容を証明する書類を添付してください。
- (3) 上記「支援措置に係る必要な手続」において国庫納付を条件とされる場合においては、歳入徴収官が送付する納入告知書により国庫に納付しなければなりません。

認定申請にあたって必要な書類

地域再生計画の申請と併せて、上記の（1）にあげた様式にこれらを確認する書類（財産管理台帳の写し、当該施設の利用実績等）を添付する必要があります。

地域再生計画及び添付書類の記載にあたって留意すべき事項

地域再生計画を作成する際には、「「勤労青少年福祉施設整備費補助金により取得した財産（勤労青少年ホーム）の処分について」の改正について」（平成16年5月6日能発0506005号）を参照にしてください。

当該支援措置を認定申請できる時期について

期限を設けない。

措置の区分：通達

支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

- ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条

- ・同施行令第13条
- ・「「勤労青少年福祉施設整備費補助金により取得した財産（勤労青少年ホーム）の処分について」の改正について」（平成16年5月6日能発0506005号）

支援措置に係る現行規定の概要：

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき、補助事業者等（地方公共団体）は、補助事業等（勤労青少年福祉施設設置事業）により取得した財産（勤労青少年ホーム）を用途変更等する場合、補助金等の交付の目的に類似した目的への用途変更である場合は残存価格の返還は要しないこととしていますが、それ以外の目的への用途変更等である場合は、残存価格等から国庫補助負担率等によって算出した額を国庫へ納付することとされています。

3 - 6 職業能力開発校の施設転用（厚生労働省）：【A0902】

支援措置を設ける趣旨及び概要

地方公共団体において社会経済情勢の変化等に伴って需要が著しく減少している補助対象施設を有効に活用した地域再生を支援するため、補助対象施設の転用の取扱いを弾力化するものです。

支援措置の内容

補助対象施設である公共職業能力開発施設を有効に活用した地域再生を支援するため、補助対象施設の転用を弾力的に認めるとともに手続きを簡素合理化することとし、地方公共団体が地域再生計画を作成し、同計画が厚生労働大臣の同意を得て内閣総理大臣の認定を受けた場合においては、同計画に係る補助対象施設である公共職業能力開発施設について、補助金等適化法第22条における「各省各庁の長の承認」があったものとして取り扱うこととします。同意に当たっては、以下のとおり取り扱うこととします。

（1）同意する範囲

内閣総理大臣が地域再生計画を認定するにあたり、厚生労働大臣に当該計画についての協議があった場合には、その内容が現行の取扱いに加えて以下の条件を満たした場合においても、当該計画に係る補助施設の転用に同意することとします。

ア 社会経済情勢の変化等に伴い、補助目的に照らして需要の著しく減少している施設であること

（例えば、利用者（訓練生）の著しい減少、地方における能力開発に関する施策全体の中で、養成訓練単独で実施することについてのニーズが減少

している場合など)

(2) 国庫への納付についての取扱基準

上記(1)における同意・承認に伴う国庫への納付の取扱いについては、それぞれの処分形態に応じて以下のとおりとなります。

ア 地方公共団体(同一補助事業者)内、若しくは他の地方公共団体における施設への無償による転用で、当該施設が雇用の安定や能力の開発及びその向上に資するための施設(当該施設等が雇用保険を財源としている場合は雇用保険の被保険者に対するものであること)への転用に当たる場合は、国庫への納付を免除します。

イ 民間機関(認定職業訓練施設は除く。)に譲渡・貸与する場合であって、営利を主たる目的としない者(公益法人、事業主団体を想定)への無償の譲渡・貸与であり、転用後の用途が雇用の安定や能力の開発及びその向上に資するための事業(当該施設等が雇用保険を財源としている場合は雇用保険の被保険者に対するものであること)への転用である場合は国庫への納付を免除します。

ウ 上記ア及びイに該当しない転用である場合については、転用後の用途・主体にかかわらず、残存価格又は当該処分に伴い生じた収入額のいずれが高い額に国庫補助負担率を乗じて得た額を国庫へ納付することとします。

支援措置に係る必要な手続き

(1) 地方公共団体は地域再生計画の申請とあわせて、当該補助対象施設に係る 取得年月日、耐用年数、取得価格、国庫補助額(補助金の名称)、国庫補助負担率、処分収入見込額、残存価格、処分の事由及び方法(国庫納付の免除要件との関係、老朽化の現状等)等について、別紙様式1「地域再生計画に基づく財産処分の内容について」により提出してください。

(2) 地方公共団体は地域再生計画が認定された後は、速やかに当該補助施設を計画に沿って処分等を行い、その結果を別紙様式2「財産処分報告書」により報告しなければなりません。その際、当該案件が処分に伴う収入等があった場合は、処分収入額、廃棄(解体)に要した経費等の内容を証明する書類を添付してください。

(3) 上記「支援措置に係る必要な手続」において国庫納付を条件とされる場合においては、歳入徴収官が送付する納入告知書により国庫に納付しなければなりません。

認定申請にあたって必要な書類

地域再生計画の申請と併せて、上記の(1)にあげた様式にこれらを確認する書類(財産管理台帳の写し、当該施設の利用実績等)を添付する必要があります。

地域再生計画及び添付書類の記載にあたって留意すべき事項

地域再生計画を作成する際には、「職業能力開発事業により取得した財産等の管理について」(平成16年5月6日付能発第0506005号)を参照してください。

当該支援措置を認定申請できる時期について
期限を設けない。

措置の区分：通達

支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

- ・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条
- ・ 同施行令第13条

支援措置に係る現行規定の概要：

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき、補助事業者等（地方公共団体）は、補助事業により取得した財産（公共職業能力開発施設）を用途変更等する場合、補助金等の交付の目的に類似した目的への用途変更である場合は（収入がある場合は除き）残存価格の返還は要しないこととしていますが、それ以外の目的への用途変更等である場合は、残存価格等から国庫補助負担率等によって算出した額を国庫へ納付することとされています。

様式1

地域再生計画に基づく財産処分の内容について

都道府県名 _____

財産名	
構造規格及び形式等	
取得年月日	平成 年 月 日
耐用年数	年(平成 年 月 日まで)
取得価格	円
(補助金等の名称)	()
国庫補助額	円
国庫補助負担率	
処分収入見込額	円
残存価格	円
処分の事由及び方法	
備考	

様式2

財産処分報告書

都道府県名 _____

財産名	
構造規格及び形式等	
取得年月日	平成 年 月 日
耐用年数	年(平成 年 月 日まで)
取得価格	円
(補助金等の名称)	()
国庫補助額	円
国庫補助負担率	
処分年月日	平成 年 月 日
処分方法	
処分収入額	円
廃棄(解体撤去)に 要した経費	円
国庫納付予定額	円
備考	

3 - 7 社会福祉施設の転用の弾力的な承認（厚生労働省）：【A0903】

支援措置を設ける趣旨及び概要

社会経済情勢の変化等に伴い需要の著しく減少している施設の転用を弾力的に認めることにより、当該施設を有効に活用する地域再生の取組を支援するものです。

支援措置の内容

社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担（補助）金を受けて取得した施設並びにこれに付随する施設以外の工作物及び設備については、地域再生計画の申請があり、当該計画に掲げられた財産処分が、次のすべての要件を満たす場合に、計画の認定に同意をすることとし、この場合厚生労働大臣の承認があったものとして取り扱うものとします。（当該処分に係る補助金相当額の国庫納付は不要です。）

- （１）当該施設の処分が行われない場合、当該施設の遊休化その他の不適切な事態が生ずるおそれがあること
- （２）地域再生計画の認定申請があった地域において、当該計画に掲げられた社会福祉施設等の公共的施設（国庫補助の対象であるものに限る。）への転用等の必要性が認められること
- （３）同一事業者における転用、又は無償による貸与であること（譲渡は含みません。無償貸与の場合は社会福祉法人以外にも貸与は可能です。）
- （４）転用目的は可能な限り補助目的と密接に関連する用途とするよう努めること（１．社会福祉施設、２．社会福祉事業の用に供する施設、３．社会福祉や保健医療を目的とする事業の用に供する施設、４．１～３以外の国庫補助対象施設の順に検討を行ってください。）
- （５）転用前、又は貸与前の施設の利用者の処遇が低下しないこと

支援措置に係る必要な手続き

間接負担（補助）事業については、別途、間接負担（補助）を行った都道府県からの承認が必要となることに御留意ください。

認定申請にあたって必要な書類

- （１）対象施設の図面（国庫負担（補助）対象部分、面積を明記したもの）
- （２）対象施設の写真
- （３）国庫負担（補助）金交付決定通知書及び確定通知書の写し（交付額を確認できる都道府県、市町村等の決算書でも可）
- （４）その他参考となる資料

地域再生計画及び添付書類の記載にあたって留意すべき事項

地域再生計画に記載すべき事項

施設種別、補助事業者、施設名、定員、設置主体、経営主体、所在地、国庫負担（補助）金額、総事業費、国庫負担（補助）年度、建築構造、建物延面積、処分区分、処分内容、処分予定年月日、経緯、処分の理由、転用（貸与）後の利用者の処遇、地方公共団体内及び周辺地域における社会福祉施設の整備状況、その他申請者の方で必要と思われる事項（記入要領）

- () 「国庫負担（補助）金額」、「建物の延面積」：補助金を受けた施設の一部を処分する場合は、処分に係る部分について実書し、全体を()書きしてください。
- () 「建物構造」：鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート、ブロック造、鉄骨造、れんが造、石造等建物構造について記入してください。
- () 「処分区分」：転用、一部転用、貸与、一部貸与の別を記入してください。
- () 「処分内容」：財産処分の内容を簡潔に記載してください。

例 施設を 施設（定員 名）に転用
施設の一部を転用し、 施設（定員 名）と 施設（定員 名）
に変更

施設の余裕部分（ 室）を 事業を行う場所に転用
NPO法人 に貸与し、同一事業・定員で継続

- () 「経緯」及び「処分の理由」：財産処分をしなければならなくなった経緯と地域再生に資する理由を簡潔に記載してください。

当該支援措置を認定申請できる時期について
期限を設けない。

措置の区分：通知

支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

- ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第7条第3項、第22条
- ・社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担（補助）金に係る財産処分承認手続の簡素化について（平成12年3月13日付け社援第530号大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長及び児童家庭局長連名通知）
- ・社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担（補助）金における地域再生計画に係る財産処分の取扱いについて（平成16年4月6日付け雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知）

支援措置に係る現行規定の概要：

社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担（補助）金の交付を受けて整備された社会福祉施設等について、以下の各要件に該当

する財産処分であって、厚生労働大臣に報告があったものについては、承認があったものとして取り扱っています。(当該財産処分に係る補助金相当額の国庫納付は不要です。)

ア 転用

社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担(補助)金を受けて取得した施設並びにこれに付随する施設以外の工作物及び設備(以下「施設等」という。)で、社会福祉法等福祉各法の規定に基づき設置されたもののうち、同一事業者における以下に定める施設等への転用で、国庫補助事業完了後10年を超える期間を経過し、かつ承認手続が必要な旨別途通知されていないもの。

(1) 社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担(補助)金の対象となる施設等

(2) 社会福祉事業の用に供する施設等((1)への転用が困難である場合に限る。)

イ 譲渡又は貸与

施設等の無償による地方公共団体又は社会福祉法人への譲渡又は貸与であって、同一事業を継続するもの。

3 - 8 保健衛生施設等の有効活用(厚生労働省) : 【A0904】

支援措置を設ける趣旨及び概要

補助金の趣旨、目的等も踏まえつつ、地方公共団体において社会経済情勢の変化等に伴って需要が著しく減少している補助対象施設を有効に活用した地域再生を支援するものです。

支援措置の内容

補助金等を受けて取得した施設並びにこれに付随する施設以外の工作物及び設備については、地域再生計画の申請があり、当該計画に掲げられた財産処分が、次の要件を満たす場合に、計画の認定に同意をすることとし、この場合厚生労働大臣の承認があったものとして取り扱うものとします。(当該処分に係る補助金相当額の国庫納付は不要。)

ただし、当該処分は転用又は無償による貸与によるものとし、地域再生計画による転用等を行った場合であっても、当初の国庫補助事業完了時から起算して厚生労働大臣が別に定める期間(「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(平成13年7月厚生労働省告示第239号))を経過するまでは、所要の手続を経ることなく財産処分を行うことはできません。

(1) 転用の場合

次の条件をすべて満たす場合

- ア 処分を承認しない場合、遊休施設化その他の不適切な事態が生ずるおそれがあること
- イ 地域再生計画の認定申請があった地域において、当該計画に掲げられた公共性のある施設（国庫補助の対象であるものに限る）への転用の必要性が認められること
- ウ 転用前の施設の利用者の処遇が低下しないこと

(2) 無償貸与の場合

次の条件をすべて満たす場合

- ア 無償貸与前の施設の利用者の処遇が低下しないこと
- イ 無償貸与後の転用は、1のア及びイの条件を満たすこと

支援措置に係る必要な手続き

以下の 及び に留意の上、地域再生計画の認定申請手続きを行ってください。

認定申請に当たっての必要な書類

- (1) 財産処分対象施設の図面（国庫負担（補助）対象部分、室名、面積を明記したものであって、転用（無償貸与後の転用を含む。）の場合は転用前後の比較が可能な資料）及び写真
- (2) 国庫負担（補助）金交付決定通知書及び確定通知書の写し（交付額を確認できる都道府県、市町村等の決算書等でも可）
- (3) その他参考となる資料（当該財産処分の内容や理由を補足する資料を添付してください。）

地域再生計画及び添付書類の記載にあたって留意すべき事項

- (1) 地域再生計画の認定申請を行うに際し、以下の事項を記載してください。
地域再生計画の概要、施設種別、補助事業者名、施設名、定員（施設設置基準又は国庫補助金交付要綱に定員についての要件がある施設）、設置主体、所在地、国庫負担（補助）金額、総事業費、国庫補助（負担）年度、処分制限期間、経過年数、建築構造、建物延面積、処分区分、処分内容、処分予定年月日、処分の理由、処分が承認されない場合に危惧される事項、転用（貸与）前の施設の利用者の処遇
- (2) 地域再生計画が認定され、財産の処分が完了したときは、1ヶ月以内にその事実を証する書類を厚生労働大臣に提出してください。

(記載要領)

- 1 「地域再生計画の概要」: 地域再生計画の概要について、簡潔に記載してください。
- 2 「国庫負担（補助）金額」及び「建物延面積」: 施設の一部を処分する場合、処分

に係る部分については実書し、全体を（ ）書きしてください。

- 3 「建築構造」：鉄筋コンクリート造、ブロック造、木造等の建物の構造について記入してください。
- 4 「処分区分」：転用、一部転用、貸与、一部貸与の別を記入してください。
- 5 「処分内容」：財産処分の内容を簡潔に記載してください。
例： 施設を 施設へ転用
施設の一部を転用し、 施設へ変更
に貸与し、同一事業を継続
- 6 「処分の理由」：当該地域再生計画における財産の処分の理由及び必要性を簡潔に記載してください。
- 7 「処分が承認されない場合に危惧される事項」：処分が承認されない場合、遊休施設化その他不適切な事態が生じること等、危惧される事項を簡潔に記載してください。
- 8 「転用（貸与）前の施設の利用者の処遇」：転用又は無償貸与後に転用する場合、転用又は無償貸与前施設の利用者の処遇について記載してください。

当該支援措置を認定申請できる時期について
期限を設けない。

措置の区分：運用

支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

- ・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第7条第3項、第22条
- ・ 保健衛生施設等施設・設備整備費国庫負担（補助）金に係る財産処分手続の簡素化について（平成13年3月30日付け健発第424号厚生労働省健康局長、医薬局長、社会・援護局障害保健福祉部長及び老健局長連名通知）

支援措置に係る現行規定の概要：

保健衛生施設等施設・設備整備費国庫負担（補助）金の交付を受けて取得し又は効用の増加した財産を、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する処分を行うに当たっては、厚生労働大臣の承認が必要となっています。

なお、「保健衛生施設等施設・設備整備費国庫負担（補助）金に係る財産処分手続の簡素化について（平成13年3月30日付け健発第424号厚生労働省健康局長、医薬局長、社会・援護局障害保健福祉部長及び老健局長連名通知）」に該当する財産処分であって、厚生労働大臣に報告があったものについては、承認があったものとして取り扱っています（当該財産処分に係る補助金相当額の国庫納付は不要です。）

3 - 9 医療施設等の有効活用（厚生労働省）：【A0905】

支援措置を設ける趣旨及び概要

補助金の趣旨、目的等も踏まえつつ、社会経済情勢の変化等に伴って需要が著しく減少している補助対象施設を有効に活用した地域再生を支援するものです。

支援措置の内容

補助金等を受けて取得した施設並びにこれに付随する施設以外の工作物及び設備については、地域再生計画の申請があり、当該計画に掲げられた財産処分が、次の要件を満たす場合に、計画の認定に同意をすることとし、この場合厚生労働大臣の承認があったものとして取り扱うものとします。（当該処分に係る補助金相当額の国庫納付は不要です。）

ただし、当該処分は転用又は無償による譲渡若しくは貸与によるものとし、当初の国庫補助事業完了時から起算して厚生労働大臣が別に定める期間（「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成13年7月厚生労働省告示第239号））を経過するまでは、所要の手続を経ることなく財産処分を行うことはできません。

（1）次の条件を全て満たす補助施設等の転用

ア 補助施設等を国の所管する補助金等の交付の対象となる施設等に転用すること

イ 転用後の地域における医療提供体制が確保されていること

ウ 転用に係る改築等については、国の所管する補助金等の交付を受けずに整備すること

（2）次の条件を全て満たす補助施設等の譲渡又は貸与

ア 補助施設等を無償で譲渡又は貸与すること

イ 譲渡又は貸与を行った後も同一の事業を継続すること

ウ 譲渡又は貸与の相手方は、都道府県、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会及び民法第34条の規定に基づく公益法人のうち医療施設等施設整備費補助金交付要綱（昭和54年厚生省発医第137号）又は医療施設等設備整備費補助金交付要綱（昭和54年厚生省発医第117号）により当該事業を実施できる者であること。

なお、下記「支援措置に係る現行規定の概要」欄の（イ）に該当する財産処分であって、地域再生計画の認定申請を行う1か月以上前に「医療施設等施設（設備）整備費補助金に係る財産処分報告書」により厚生労働大臣に報告があったものについては、所要の手続を簡素化します。

支援措置に係る必要な手続き

詳しくは、（平成16年6月3日医政発第0603002「地域再生計画の認定申請

に伴う医療施設等施設整備費補助金及び医療施設等設備整備費補助金に係る財産処分の承認手続について」)の通知を参照してください。

認定申請にあたって必要な書類

詳しくは、(平成16年6月3日医政発第0603002「地域再生計画の認定申請に伴う医療施設等施設整備費補助金及び医療施設等設備整備費補助金に係る財産処分の承認手続について」)の通知を参照してください。

地域再生計画及び添付書類の記載にあたって留意すべき事項

詳しくは、(平成16年6月3日医政発第0603002「地域再生計画の認定申請に伴う医療施設等施設整備費補助金及び医療施設等設備整備費補助金に係る財産処分の承認手続について」)の通知を参照してください。

当該支援措置を認定申請できる時期について

期限を設けない。

措置の区分：運用

支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

- (ア) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第7条第3項、第22条
- (イ) 医療施設等施設整備費補助金及び医療施設等設備整備費補助金に係る財産処分承認手続の簡素化について(平成12年6月12日付け厚生省大臣官房障害保健福祉部長、健康政策局長、保健医療局長、児童家庭局長及び保険局長通知)

支援措置に係る現行規定の概要：

- (ア) 医療施設等施設・設備整備費補助金の交付を受けて取得し又は効用の増加した財産を、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する処分を行うに当たっては、厚生労働大臣の承認が必要となっています。
- (イ) 財産処分を行う1か月前に「医療施設等施設(設備)整備費補助金に係る財産処分報告書」により厚生労働大臣に報告があったものについては、厚生労働大臣の承認があったものとして取り扱っています。

3 - 10 農林水産関係補助対象施設の有効活用(農林水産省)：【A1001】

支援措置を設ける趣旨及び概要

補助金の趣旨、目的等も踏まえつつ、地方公共団体において社会経済情勢の変化等

に伴って需要が著しく減少している補助事業による農林水産共同利用施設を有効に活用した地域再生を支援するものです。

支援措置の内容

補助事業により整備した農林水産共同利用施設（以下「補助対象施設」という。）を有効に活用した地域再生を支援するため、社会経済情勢の変化等に伴い需要の著しく減少している補助対象施設の転用を弾力的に認めるとともに手続を簡素合理化することとし、農林水産省の同意を得て内閣総理大臣の認定を受けた場合、当該計画に係る補助対象施設について補助金等適化法第22条の各省各庁の承認があったものとして取り扱うこととします。その際、補助金相当額の国庫納付を原則として求めないこととし、転用後の主体にかかわらず転用を認めることとします。

なお、

- (1) 有償の譲渡・貸付の場合
- (2) 公共施設以外への転用の場合
- (3) 補助対象外公共施設への転用（補助目的の達成状況等に照らし必要がある場合に限る）の場合
- (4) 転用に伴い用途廃止となる設備等を撤去する場合

には、国庫納付を求めることができる等、補助目的の達成や資産の適正な使用の観点から必要最小限の条件を付すことができるものとします。

「補助対象施設」とは、補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した（改修等）施設をいいます。

「需要の著しく減少している」とは、当初の補助目的に照らして施設の全部又は一部にその補助効果がほとんど期待できないと認められる状態をいいます。

「各省各庁の承認があったものとして取り扱う」とは、補助対象施設の有効活用を支援措置として盛り込んだ地域再生計画が関係省庁の同意を得て内閣総理大臣の認定を受けた場合には、別段の手続を要することなく、補助金等適正化法第22条の各省各庁の長の承認があったものとして取り扱い、転用を可能にすることをいいます。

「等」、「必要最小限の条件」とは、転用に当たって所要の法令、通知等に基づく手続きを予め了していることや、(1)から(4)までに掲げた場合以外に各府省庁の判断により必要最小限の条件を付すことを認めたものであり、例えば、財産処分制限期間の承継、転用目的以外への使用禁止のほか、次に示すもの等がこれにあたります。

・ 中山間地域総合整備事業及び農村総合整備事業で整備された施設については、公共利用の観点から地方公共団体を主体とし、かつ、農村振興基本計画等の変更が必要となります。なお、当初の目的に添った利用に係る需要が一部残っている場合には、その利用に支障が生じないための措置を講ずる必要があります。

・ 水産基盤整備事業で整備された施設については、漁港の機能・保全及び漁村の防災上、支障を与えないことが必要となります。

支援措置に係る必要な手続き

当該施設が、他の法令等により規制を受けるものや、協議を要する場合は、関係省庁の許可等を得てください。(理由：施設の転用等の際し、法的規制等を伴うものは、それらの許可等が必要となるためです。)

認定申請にあたって必要な書類

- (1) 農林水産省関係補助対象施設の有効活用に係る添付書類(別紙様式)
- (2) 当該施設設置時の事業実施計画書及び財産管理台帳
- (3) 当該施設転用後の事業実施計画書(案)等、(2)の計画書に準じる資料

地域再生計画及び添付書類の記載にあたって留意すべき事項

補助対象施設の現状、転用の必要性、転用の相手方、転用の形態(譲渡、貸与の別、有償・無償の別)及び転用後の施設の目的、利用計画等について具体的に記述してください。

当該支援措置を認定申請できる時期について

期限を設けない。

措置の区分：運用

支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

- ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条

支援措置に係る現行規定の概要：

「補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産(不動産等)を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。」とされています。

ここでいう「政令で定める場合」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条において、補助事業者等が法第7条第2項の規定による条件(注)に基き補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合、補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合とされています。

(注) 法第7条第2項の規定による条件

各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を付すことができるとされています。

農林水産省関係補助対象施設の有効活用に係る添付書類

(様式はゴシック体、明朝体は注意事項である。)

1 補助事業者の意見

補助事業の種別（間接補助事業の場合等）によっては、申請者（市町村）と補助事業者（都道府県）が異なるので、申請者（市町村）が補助事業者（都道府県）から聞き取った意見を記載してください。

(施設の概要)

事業名 事業

事業目的

事業工期 平成 年 月～平成 年 月

所在地 県 (地区)

事業主体

施設名称

建築面積 m^2 延床面積 m^2 敷地面積 m^2

建物構造

建設費 千円〔 m^2 単価： 千円/ m^2 〕用地取得費 千円〔 m^2 単価： 千円/ m^2 〕 用地取得が補助対象となっている場合

財源内訳 国庫： 千円 (/ 100)

県費： 千円 (/ 100)

町費： 千円 (/ 100)

供用開始日 平成 年 月 日

管理主体

管理委託契約日 平成 年 月 日 管理主体が事業主体と異なる場合

2 当該施設における補助目的を取り巻く社会経済情勢の変化

施設の整備目的（当初）

しかし

社会経済情勢等の変化

整備した当時は、一定の効果を発揮するはずであった対象施設が、どのような理由（外部要因）で現在は利用状況が著しく減少している（もしくは当初の目的を達成できていない）のかを分析し、説明してください。

そこで

有効活用の必要性

...というストーリーで構成してください。

3 当該施設における事業計画と最近の状況
事業計画数量（必要に応じて内訳を記載）

建物の転用に関する支援を申請する場合には、利用計画人数を記入してください。（その場合、も人数で記入してください。）

最近3年間の利用状況（必要に応じて内訳を記載）

平成 年度

平成 年度

平成 年度

最近3年間の管理運営費の支出状況

平成 年度 千円

平成 年度 千円

平成 年度 千円

4 補助対象施設の現状

3の利用状況等を踏まえながら、「当初の補助目的に照らして、効果がほとんど期待できないと認められる状態であること。」を具体的、定量的に説明してください。

5 転用の必要性

3の最近の状況や4の現状を踏まえ、転用後の施設の目的とする住民サービス等の需要（ニーズ）が増加していることや、新たな需要に対応できる施設が自治体内に不足していること等転用の必要性を説明してください。

なお、転用の計画にかかる地域の意見等を記入してください。

6 転用の時期

平成 年 月（又は地域再生計画が認定された日）

地域再生計画の認定の日と実際に施設の転用が行われる時期が違う場合もあり得るため時期を記入してください。（認定の日をもって転用の必要性があるものは「地域再生計画が認定された日」と記入してください。）

7 転用の形態（転用の相手方、譲渡・貸与の別、有償・無償の別）

8 転用後の施設の目的、利用計画等

（施設の使用目的等）

転用した施設の使用目的等について具体的に（誰が、どんな目的で、どのような事業に使うのか。）

説明してください。

必要に応じて、施設の平面図（新・旧）等で、変更後の利用について説明してください。

（施設改修等についての考え方）

転用に際して改築・改修等が必要な場合は、その概要やスケジュールを説明。また、転用に伴って廃止する設備等があれば必要に応じて記載してください。

（施設管理についての考え方）

転用後の施設を管理委託する場合は、想定する委託先及び委託内容等について説明してください。

（関係法令に基づく手続きの内容とスケジュール等）

消防法、建築基準法、食品衛生関係法令...等

9 転用により期待される効果

再生計画本体も踏まえながら、転用により期待される効果を説明してください。

支援措置を設ける趣旨及び概要

補助金の趣旨、目的等も踏まえつつ、地方公共団体において下水道補助対象施設の本来の目的を妨げない範囲で有効に活用することにより地域再生を支援するものです。

支援措置の内容

補助対象施設を有効に活用した地域再生を支援するため、下水道補助対象施設の未利用空間を有効活用するものであって、当該施設の本来の目的を妨げない範囲で目的外使用することとしている場合には、手続を簡素合理化することとし、国土交通省の同意を得て内閣総理大臣の認定を受けた場合、当該計画に係る補助対象施設について補助金等適化法第22条の承認があったものとして取り扱うこととします。その際、補助金相当額の国庫納付を原則として求めないこととし、転用後の主体にかかわらず転用を認めることとします。

なお、

- (1) 有償の譲渡・貸付の場合
- (2) 公共施設以外への転用の場合
- (3) 補助対象外公共施設への転用（補助目的の達成状況等に照らし必要がある場合に限る）の場合

には国庫納付を求めることができる等、補助目的の達成や資産の適正な使用の観点から必要最小限の条件を付すことができるものとし、

支援措置に係る必要な手続き

地域再生計画の申請にあたり、下記の事項を盛り込むこととします。

- (1) 補助事業の名称
- (2) 目的外に使用する物件
- (3) 所在地、数量及び取得年度
- (4) 目的外に使用する期間、状況、理由
- (5) 使用上の管理方法
- (6) 目的外に使用する物件等の設置年月日
- (7) 有償で譲渡又は貸付とした場合等の国庫納付額
- (8) 添付書類（行政財産使用許可申請書（写）、行政財産使用許可書（案）、使用協定書（案）、その他位置図等）
- (9) その他（特記事項等）

認定申請にあたって必要な書類

上記「(7)有償で譲渡又は貸付とした場合等の国庫納付額」の算定根拠に関する書類。

地域再生計画及び添付書類の記載にあたって留意すべき事項
特になし。

当該支援措置を認定申請できる時期について
期限を設けない。

措置の区分：通知

支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

- ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条

支援措置に係る現行規定の概要：

「補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産（不動産等）を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。」とされています。

ここでいう「政令で定める場合」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条において、補助事業者等が法第7条第2項の規定による条件（注）に基き補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合、補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合とされています。

（注）法第7条第2項の規定による条件

各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を付すことができるとされています。

3 - 1 2 公営住宅における目的外使用承認の柔軟化（国土交通省）：【A1202】

支援措置を設ける趣旨及び概要

補助金の趣旨、目的等も踏まえつつ、地方公共団体において公営住宅の本来の目的を妨げない範囲で有効に活用することにより地域再生を支援するものです。

支援措置の内容

公営住宅ストックを有効に活用した地域再生を支援するため、公営住宅を住宅用途として目的外使用する場合は（1）に掲げる事項、公営住宅を住宅以外の用途として目的外使用する場合は（2）に掲げる事項を地域再生計画に定めて、国土交通大臣の

同意を得て内閣総理大臣の認定を受けることにより、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の承認があったものとして取り扱います。

- (1) 公営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害せず、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で、公営住宅を住宅用途として目的外使用すること
- (2) 公営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害せず、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で、地域住民のためのコミュニティ拠点など地域の交流や活性化に不可欠であり、他にその用途に充てる適当な建物がなく、かつ、自治会などを通じて団地の入居者の要望等を踏まえたものであることを要件として、公営住宅を住宅以外の用途として目的外使用すること

支援措置に係る必要な手続き

地域再生計画の申請にあたり、下記の事項を盛り込むこととします。

- (1) 公営住宅を住宅用途又は住宅以外の用途として目的外使用する理由及びその概要（住宅以外の用途として目的外使用する場合、その必要性、他にその用途に充てる建物がない現状等）
- (2) 目的外使用に係る期間
- (3) 目的外使用する団地名、所在地、建設年度、団地総戸数、目的外使用戸数、補助金交付年度、当該団地に係る最近の応募倍率
- (4) 事業主体における過去3年の応募倍率及び空家戸数
- (5) 目的外使用の使用料
- (6) 入居者（住宅以外の用途として目的外使用する場合は目的外使用者）に対する目的外使用時の主な条件
- (7) 目的外使用する団地の図面

また、地域再生計画において定めた公営住宅の目的外使用については、下記の事項を事後報告することとします。

- (1) 目的外使用した団地名、所在地、戸数、住宅以外の用途として目的外使用する場合には用途
- (2) 目的外使用開始年月日
- (3) 目的外使用期間
- (4) 目的外使用料

認定申請にあたって必要な書類

住宅用途として目的外使用する場合は上記の他、特になし。

住宅以外の用途として目的外使用する場合は、目的外使用する団地の入居者の要望等を踏まえたものであることを示す書類。

地域再生計画及び添付書類の記載にあたって留意すべき事項

特になし。

当該支援措置を認定申請できる時期について
期限を設けない。

措置の区分：通知

支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

- ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条

支援措置に係る現行規定の概要：

「補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産（不動産等）を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。」とされています。

ここでいう「政令で定める場合」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条において、補助事業者等が法第7条第2項の規定による条件（注）に基き補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合、補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合とされています。

（注）法第7条第2項の規定による条件

各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を付すことができるとされています。

3 - 1 3 特定優良賃貸住宅における目的外使用承認の柔軟化（国土交通省）

：【A1203】

支援措置を設ける趣旨及び概要

補助金の趣旨、目的等も踏まえつつ、地方公共団体において特定優良賃貸住宅の本来の目的を妨げない範囲で有効に活用することにより地域再生を支援するものです。

支援措置の内容

特定優良賃貸住宅ストックを有効に活用した地域再生を支援するため、「特定優良賃貸住宅の本来の入居対象者の入居を阻害せず、特定優良賃貸住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で、特定優良賃貸住宅を高齢者の住み替え先（グループホーム等の社会福祉事業に用いられるもの）として目的外使用する」ことを地域再生計画に定めて、国土交通大臣の同意を得て内閣総理大臣の認定を受けたことにより、補助

金等に係る予算の適正化に関する法律第22条の承認があったものとして取り扱います。

支援措置に係る必要な手続き

地域再生計画の申請にあたり、下記の事項を盛り込むこととします。

- (1) 特定優良賃貸住宅を高齢者の住み替え先として目的外使用する理由及びその概要
- (2) 目的外使用する団地名、所在地、団地総戸数、目的外使用戸数、目的外使用期間、補助金交付年度及び当該団地に係る最近の応募倍率
- (3) 事業主体における過去3年の応募倍率及び空家戸数
- (4) 目的外使用料
- (5) 入居者に対する目的外使用時の主な条件

また、地域再生計画において定めた特定優良賃貸住宅について目的外使用を行った場合は、速やかに下記の事項を事後報告することとします。

- (1) 目的外使用した団地名、所在地及び目的外使用戸数
- (2) 目的外使用開始年月日
- (3) 目的外使用期間
- (4) 目的外使用料

認定申請にあたって必要な書類

上記の他、特になし。

地域再生計画及び添付書類の記載にあたって留意すべき事項

特になし。

当該支援措置を認定申請できる時期について

期限を設けない。

措置の区分：通知

支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

- ・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条

支援措置に係る現行規定の概要：

「補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産（不動産等）を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。」とされています。

ここでいう「政令で定める場合」とは、補助金等に係る予算の執行の適正

化に関する法律施行令第14条において、補助事業者等が法第7条第2項の規定による条件（注）に基き補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合、補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合とされています。

（注）法第7条第2項の規定による条件

各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を付すことができるとされています。

3 - 1 4 環境省関係補助対象施設の有効活用：【A1301】

支援措置を設ける趣旨及び概要

地方公共団体において社会経済情勢の変化等に伴って需要が著しく減少している補助対象施設等を有効に活用した地域再生を支援するものです。

支援措置の内容

補助対象施設等を有効に活用した地域再生を支援するため、環境省所管の補助金等により取得した財産について、自然公園等整備費補助金及び自然環境整備交付金の場合、社会経済情勢の変化等に伴い需要が著しく減少し、当初の補助目的に照らして、その補助効果がほとんど期待できないと認められる場合に、補助対象施設等の転用を弾力的に認めるとともに手続を簡素合理化することとし、環境大臣の同意を得て内閣総理大臣の認定を受けた場合、当該計画に係る補助対象施設等について補助金等適化法第22条の環境大臣の承認があったものとして取り扱うこととします。その際、補助金相当額の国庫納付を原則として求めないこととし、転用後の主体にかかわらず転用を認めることとします。

なお、

- （1）有償の譲渡・貸付の場合
- （2）公共施設以外への転用の場合
- （3）補助対象外公共施設への転用（補助目的の達成状況等に照らし必要がある場合に限る）の場合

には国庫納付を求めることができます。

「社会経済情勢の変化等に伴って需要の著しく減少し、当初の補助目的に照らして、その補助効果がほとんど期待できないと認められる」とは、国立・国定公園にあっては（自然公園等整備費補助金及び自然環境整備交付金）、自然公園法の規定に基づく公園計画の変更がされ、補助事業の執行の必要性がなくなった場合、公園区域外にあっては（自然公園等整備補助金で取得した財産）、環境省自然環境局長が承認した事業計

画の変更が承認され、補助事業の執行の必要性がなくなった場合をいいます。

「環境大臣の承認があったものとして取り扱う」とは、補助対象施設等の有効活用を支援措置として盛り込んだ地域再生計画が環境大臣の同意を得て内閣総理大臣の認定を受けた場合には、別段の手続を要することなく、補助金等適正化法第22条の環境大臣の長の承認があったものとして取り扱い、転用を可能にすることをいいます。

支援措置に係る必要な手続き

自然公園等整備費補助金及び自然環境整備交付金においては、当該補助事業等に係る、自然公園法の規定に基づく公園計画の変更及び環境省自然環境局長が承認した事業計画の変更が必要な場合は、その手続を別途行うことが必要です。また、これらの手続は、地域再生計画の環境大臣の同意以前になされることが必要です。

認定申請にあたって必要な書類

支援措置に係る補助対象施設等の公園計画及び公園事業名（国立・国定公園外の補助事業にあつては補助事業名）、位置図、配置図、平面図、整備年度、事業費並びに補助額又は交付金充当額を記載した書類。

地域再生計画及び添付書類の記載にあたって留意すべき事項

補助対象施設等の現状、転用の必要性、転用の相手方、転用の形態（譲渡・貸与の別、有償・無償の別）及び転用後の施設の目的について具体的に記述する必要があります。

当該支援措置を認定申請できる時期について
期限を設けない。

措置の区分：運用

支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

- ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に規定する財産処分の承認の基準の運用

支援措置に係る現行規定の概要：

「補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産（不動産等）を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。」とされています。

ここでいう「政令で定める場合」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条において、補助事業者等が法第7条第2項の規定による条件（注）に基づき補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合、補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省

各庁の長が定める期間を経過した場合とされています。

(注) 法第7条第2項の規定による条件

各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を付すことができるとされています。

3 - 1 5 防衛施設庁関係補助対象施設の有効活用：【A2101】

支援措置を設ける趣旨及び概要

補助金の趣旨、目的等も踏まえつつ、地方公共団体において社会経済情勢の変化等に伴って需要が著しく減少している補助対象施設を有効に活用した地域再生を支援するものです。

支援措置の内容

補助対象施設を有効に活用した地域再生を支援するため、社会経済情勢の変化等に伴い需要の著しく減少している補助対象施設の転用を弾力的に認めるとともに手続を簡素合理化することとし、防衛施設庁の同意を得て内閣総理大臣の認定を受けた場合、当該計画に係る補助対象施設について補助金等適化法第22条の各省各庁の承認があったものとして取り扱うこととします。その際、補助金相当額の国庫納付を原則として求めないこととし、転用後の主体にかかわらず転用を認めることとします。

なお、

- (1) 有償の譲渡・貸付の場合
- (2) 公共施設以外への転用の場合
- (3) 補助対象外公共施設への転用(補助目的の達成状況等に照らし必要がある場合に限り)の場合

には、国庫納付を求めることができる等、補助目的の達成や資産の適正な使用の観点から必要最小限の条件を付すことができるものとし、

支援措置に係る必要な手続き

特になし。

認定申請にあたって必要な書類

特になし。

地域再生計画及び添付書類の記載にあたって留意すべき事項

補助対象施設の現状、転用の必要性、転用の相手方、転用の形態(譲渡・貸与の別、

有償・無償の別)及び転用後の施設の目的について具体的に記述する必要があります。

当該支援措置を認定申請できる時期について
期限を設けない。

措置の区分：運用

支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

- ・補助金等適正化法第22条

支援措置に係る現行規定の概要：

社会情勢等の変化等により遊休化した補助金等適正化法律第22条に定める補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産（処分制限財産）について、補助事業者等がその有効活用を図るため、次のとおり転用する場合、処分制限財産の処分に係る手続については、防衛施設局長への届出書の提出をもって、同局長の承認があったものとして取り扱うことができます。ただし、当該届出書に、記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合は、このように取り扱うことはできません。

- 1 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第3条第2項及び第8条等の規定に基づき整備された施設（音響による障害の緩和を必要とする施設に限ります。）については、同法第3条第2項及び第8条の規定に掲げる他の施設に転用する場合。ただし、供用開始後、10年を経過しているものに限ります。
- 2 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第8条等の規定に基づき整備された施設（音響による障害の緩和を必要とする施設を除きます。）について、同法第8条の規定に掲げる他の施設その他公共用の施設へ転用する場合（営利を目的とする場合を除きます。）。ただし、供用開始後、10年を経過しているものに限ります。

【届出書の記載事項】

- 1 補助事業者等の氏名又は名称及び住所
- 2 処分制限財産の名称及び所在地
- 3 補助事業等の目的及び内容
- 4 補助事業等の事業実施年度
- 5 補助の割合及び補助金等額
- 6 間接補助事業者名
- 7 処分の内容
- 8 処分に係る摘要事項
- 9 処分の理由
- 10 処分予定年月日
- 11 その他必要な事項

【届出書の添付書類】

- 1 交付決定通知書、実績報告書及び確定通知書の写し
- 2 処分制限財産の位置図及び平面図
- 3 転用後の平面図
- 4 その他参考となる資料

地域再生計画と連携した支援措置

地域再生法に基づく特別の措置のほか、認定地域再生計画に基づき、本章に記載される支援措置を講じます。

1 地域再生計画に基づく目的別・機能別交付金の総合的な実施（厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、内閣府） :【B3001】

支援措置を設ける趣旨及び概要

地域の自主性、裁量性の拡大に資する交付金のうち、2種類以上のものの総合的な活用を図る地域再生計画に対し内閣総理大臣が行う評価の結果について、関係行政機関の長が十分配慮する制度により、総合的な地域再生の推進を図る。

支援措置の内容

イ 地方公共団体が、次の交付金及び地域再生法第13条第2項の地域再生基盤強化交付金のうち、2種類以上のものの総合的な活用を図ろうとする場合には、地域再生計画にその旨を記載できることとし、地方公共団体の求めに応じて、当該地域再生計画を内閣総理大臣が評価を行い、関係行政機関の長は、次の交付金の交付にあたって評価結果に十分配慮することとする。

<対象となる交付金>

- ・地域介護・福祉空間整備等交付金【厚生労働省】
- ・村づくり交付金【農林水産省】
- ・漁村再生交付金【農林水産省】
- ・地域住宅交付金【国土交通省】

注) 地域再生基盤強化交付金については、道整備交付金、汚水処理施設整備交付金、港整備交付金のうち、複数を用いる場合でも1種類として算定する。

ロ 内閣総理大臣は、交付金の交付の要件に適合することを確認した上で、第三者の意見を聞き、関係行政機関の長の同意を得て、当該地域再生計画の評価を行うこととする。

ハ 評価は、次の観点を総合的に勘案して行い、次のいずれかの判定を行う。

a. 評価の観点

-) 総合目標（イの交付金を活用した事業の総合的实施により達成される目標）の達成による地域再生の進展の程度（可能な限り定量的・客観的に記載すること）
-) 総合目標の実現可能性の程度
-) 事業の総合的实施による相乗効果の高さ
-) より大きな相乗効果発現のための創意工夫の程度

b. 判定

- S：総合的な実施による意義が特に認められる計画である
- A：総合的な実施による一定の意義が認められる計画である
- B：総合的な実施による意義は認めにくい計画である

「S」の評価は、相当程度高い水準とする。

二 評価書には次の事項が記載される。

- a．判定結果（S、A、Bの別）
- b．総合講評（第三者の意見の反映の考え方を含む）

支援措置に係る必要な手続き

- イ 対象となる地域再生計画案の作成と評価を受けたい旨の地方公共団体からの要請（締切 11月30日）
 - ロ 当該地域再生計画案に記載されている交付金を用いる事業が各交付金の要件に適合していることの関係行政機関への確認（12月上旬）
 - ハ 第三者の意見の聴取（12月中旬）
 - ニ 評価書案の作成（12月下旬）
 - ホ 評価書案に対する関係行政機関の長の同意（1月上旬）
 - ヘ 評価書案の送付（1月中旬）
 - ト 評価書案を付した地域再生計画の認定の申請（1月中旬）
 - チ（本支援措置を活用した地域再生計画の認定申請を行ったものについて）評価書を交付（平成18年度予算成立後）
- カッコ内の時期はおおよその目安であり、変更されることがあります。

評価の要請にあたって必要な書類

- イ 要請書（様式1）
- ロ 地域再生計画案（ に示す事項を記載してください。 ）
- ハ 事業の実施箇所等を示す図面
- ニ 対象となる交付金が、過去に採択されていない場合には、各交付金の交付要件への適合性を示す以下の書面

地域介護・福祉空間整備等交付金：市町村整備計画（案）（注1参照）

村づくり交付金：村づくり計画（案）（注2参照）

漁村再生交付金：漁村再生計画（案）（注3参照）

地域住宅交付金：地域住宅計画（案）

（注1）市町村整備計画（案）とは、地域介護・福祉空間整備等交付金実施要綱（平成17年5月6日老発0506001号厚生労働省老健局長通知の別紙）の別紙様式中の様式第1号「市町村整備計画書」に準じて作成する平成18年度の市町村整備計画書（案）である。ただし、上記の様式第1号中、「平成17年4月1日現在」を「平成18年4月1日現在（見込み）」に、「17年度交付（予定）額」を「18年度交付（予定）額」、「18年度交付（予定）額」を「19年度交付（予定）額」、「19年度交付（予定）額」を「20年度交付（予定）額」にそれぞれ読み替えるものとする。

(注2) 村づくり計画(案)とは、村づくり交付金実施要領(平成17年3月25日付16農振第2175号)第1及び様式第1号、第2号に準じて作成する村づくり計画(案)である。

(注3) 漁村再生計画(案)とは、漁村再生交付金実施要領の運用について(平成17年3月25日付16水港第3061号水産庁長官通知)の様式第1号及び様式第2号に準じて作成する漁村再生計画(案)である。

地域再生計画及び添付書類の記載にあたって留意すべき事項

イ 計画の認定申請に当たっては、本支援措置の適用を受けようとする場合は、評価書案を添付してください。

ロ 次の事項を記載してください。

- ・総合的な活用を行おうとする交付金の名称
- ・交付金を用いて行う事業の概要(事業主体、区域、期間を明記)
- ・総事業費

当該支援措置を認定申請できる時期について
原則として1月のみ

措置の区分：運用

支援措置に係る法令等の名称及び条項等：なし

支援措置に係る現行規定の概要：なし

(様式 1)

地域再生計画に基づく目的別・機能別交付金の総合的实施に係る評価要請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長の名 印

地域再生法に基づく地域再生基本方針（平成17年4月22日閣議決定）3.4）の規定により、地域再生計画に基づく目的別・機能別交付金の総合的な実施に係る評価を要請します。

2 「地域の知の拠点再生プログラム」に位置づけている支援措置

2 - 1 科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム（文部科学省） ：【B0801】

支援措置を設ける趣旨及び概要

科学技術を活用した地域再生に資するため、地域の大学が地元自治体等と連携し、地域のニーズに即した人材創出拠点の整備を図ることを目的として、科学技術振興調整費により課題の募集を行うものです。

支援措置の内容

（1）対象とする業務

地域の自治体（都道府県又は特別区を含む市町村）と連携した、科学技術を活用した地域再生のための人材の養成を目的とした取組（以下「地域再生人材養成ユニット」という。）として、以下の2つを対象として課題を募集します。

ただし、単なる公開講座と同様の取組については対象としません。

地域の大学の個性を生かした人材養成ユニット（地域発の新産業創出や地域の活性化等のための基盤を支える人材の養成等）

地域の特色を生かした人材養成ユニット（防災、環境、地域医療、少子・高齢化等の地域の社会ニーズに対応した人材の養成等）

（2）対象機関

大学又は大学共同利用機関

（3）実施期間

原則として5年間です。ただし、業務開始後3年目に中間評価を行い、中間評価の結果に応じて、計画の変更、業務の中止等の見直しを行います。なお、中間評価においては、3年目までの目標が達成できているかどうかについて確認した上で業務継続の可否を決めることとし、優れた成果が挙げられていないものについては、原則として業務を中止することとします。

（4）費用

業務の実施に必要な経費については、対象機関に対し、科学技術総合研究委託費として、1課題当たり原則として年間5千万円（間接経費を含む。）を上限とし、文部科学省から支給されます。

支援措置に係る必要な手続き

地域再生計画の認定申請に先立ち、年度毎に定められる公募要領に基づき、提案書類を作成の上、独立行政法人科学技術振興機構に提出し、課題が選定される必要があります。

提出された課題については、外部有識者からなるワーキンググループにおいて、提

出された提案書類による書類審査及び総括責任者からのヒアリングの二段階審査を行い、その審査結果をもとに、科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会科学技術振興調整費審査部会における審議を経て選定することとなります。

なお、平成18年度の公募期間は平成17年12月27日(火)～平成18年2月24日(金)となっており、本年度の公募は終了しております。

地域再生計画の認定申請を行うことができるのは、地方公共団体のみです。

この支援措置の活用にあたり、本事業の実施主体(大学又は大学共同利用機関)は、地方公共団体と十分連携を図り、取組の内容を地域再生計画に位置付けてください。

認定申請にあたって必要な書類

公募要領に記載された様式に基づいた提案書を添付してください。

地域再生計画及び添付書類の記載にあたって留意すべき事項

科学技術振興調整費による課題として選定された後の手続として、選定を受けた実施機関と連携を図る自治体は、選定された課題を活用することを盛り込んだ地域再生計画を作成し、認定申請を行う必要があります。

なお、課題の選定期間は5月中を目途としており、選定後直ちに認定申請を行うこととなりますので、事前に地域再生計画を作成していただくことをお勧めします。

当該支援措置を認定申請できる時期について

原則として5月

措置の区分：業務の実施に必要な経費の措置

支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

- ・科学技術振興調整費の活用に関する基本方針(平成13年3月22日総合科学技術会議)
- ・平成18年度の科学技術振興調整費の配分の基本的考え方(平成17年12月27日総合科学技術会議)

支援措置に係る現行規定の概要：なし

2 - 2 現代的教育ニーズ取組支援プログラム(現代GP)(文部科学省)

：【B0802】

支援措置を設ける趣旨及び概要

大学の個性化・多様化や国際競争力の強化が求められる中、大学における教育の質

の充実や、世界で活躍し得る人材の養成が重要な課題であることから、「我が国の高等教育の将来像（答申）」（平成17年1月28日中央教育審議会）も踏まえつつ、各大学が教育面での改革を推進するとともに、個性・特色を一層明確にしていくことができるよう、国公立大学を通じ、競争的な環境の下で大学改革への取組を支援していく必要があります。

「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」は、各種審議会からの提言等を踏まえ、社会的要請の強い政策課題に対応したテーマ設定を行い、各大学・短期大学・高等専門学校（以下「大学等」）から申請された取組の中から、特に優れた教育プロジェクト（取組）を選定し、広く社会に情報提供するとともに、財政支援を行うことで、これからの時代を担う優れた人材の養成を推進することを目的とするものです。

平成18年度「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」は、地域の大学の活性化・活用による地域再生の一環として、大学と連携した地域の自主的な取組に対する支援措置を盛り込んだ「地域の知の拠点再生プログラム」に位置付け、地域再生計画と連動を図ります。

支援措置の内容

「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」の公募テーマ「地域活性化への貢献（地元型）」又は「地域活性化への貢献（広域型）」に選定された大学等の教育取組が、地方公共団体等と連携する取組で、地方公共団体が作成する地域再生計画において当該取組を位置付ける場合には、当該地方公共団体は、内閣府に地域再生計画の認定を申請することができます。

また、当該取組を実施する大学等を、地域に貢献する地域の知の拠点として、地域再生計画の位置付けも踏まえ効果的に支援します。

なお、各大学等が「地域活性化への貢献（地元型）」又は「地域活性化への貢献（広域型）」に申請する取組が、地方公共団体等と連携する取組で、地方公共団体が地域再生計画の認定申請を予定している場合には、認定申請書に当該計画の概要等を添付することとしていますので、該当する地方公共団体は、連携する大学等と必要な調整を行ってください。

支援措置に係る必要な手続き

地域再生計画の認定申請に先立ち、地方公共団体と連携する大学等の取組が、「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」の公募テーマ「地域活性化への貢献（地元型）」又は「地域活性化への貢献（広域型）」に選定されることが必要です。

なお、公募テーマに申請した際に、公募に係る申請書に地域再生計画の概要等を添付していない取組の場合であっても、選定された大学等の取組が地方公共団体と連携する取組であり、当該取組を地域再生計画に位置付けることを希望する場合には、当該地方公共団体は内閣府に地域再生計画の認定を申請することができます。

平成18年度公募スケジュール

- ・公募要領発出 2月15日(水)
- ・申請受付期間 4月11日(火)～13日(木)
- ・選定取組の決定 7月下旬

地域再生計画の認定申請を行うことができるのは、地方公共団体のみです。

この支援措置の活用に当たり、本事業の実施主体(大学・短期大学・高等専門学校)は、地方公共団体と十分連携を図り、取組の内容を地域再生計画に位置付けてください。

認定申請にあたって必要な書類

地域再生計画の認定申請に当たっては、計画の趣旨・目的、「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」に選定された取組との関係、認定申請主体と大学等の連携方法・体制・期間、期待される効果、将来構想等について記載した資料を添付してください(様式自由)。

既存の認定申請の書類で上記の内容が網羅できるのであれば「特になし」で結構です。

地域再生計画及び添付書類の記載にあたって留意すべき事項

地域再生計画及び添付書類の記載に当たっては、計画の趣旨・目的、「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」に選定された取組との関係、認定申請主体と大学等の連携方法・体制・期間、期待される効果、将来構想等を踏まえて記載してください。

当該支援措置を認定申請できる時期について

原則として9月

措置の区分：運用

支援措置に係る法令等の名称及び条項等：なし

支援措置に係る現行規定の概要：なし

2 - 3 地域医療等社会的ニーズに対応した質の高い医療人養成推進プログラム(医療人GP)(文部科学省) :【B0803】

支援措置を設ける趣旨及び概要

大学の個性化・多様化や国際競争力の強化が求められる中、大学における教育の質の充実や、世界で活躍し得る人材の養成が重要な課題であることから、「我が国の高等教育の将来像(答申)」(平成17年1月28日中央教育審議会)も踏まえつつ、各大学が教育面での改革を推進するとともに、個性・特色を一層明確にしていくことがで

きるよう、国公立大学を通じ、競争的な環境の下で大学改革への取組を支援していく必要があります。

「地域医療等社会的ニーズに対応した質の高い医療人養成推進プログラム」は、地域医療等社会的ニーズに対応したテーマ設定を行い、国公立大学から申請された取組の中から特色ある優れたものを選定し、広く社会に情報提供するとともに、財政支援を行うことにより地域医療等を担う質の高い医療人の養成を推進しようとするものです。

平成18年度「地域医療等社会的ニーズに対応した質の高い医療人養成推進プログラム」は、地域の大学の活性化・活用による地域再生の一環として、大学と連携した地域の自主的な取組に対する支援措置を盛り込んだ「地域の知の拠点再生プログラム」に位置付け、地域再生計画と連動を図ります。

支援措置の内容

「地域医療等社会的ニーズに対応した質の高い医療人養成推進プログラム」のうち、地域医療に関連する公募テーマに申請し選定された大学の取組が地方公共団体と連携する取組で、地方公共団体が作成する地域再生計画に位置付ける場合には、当該地方公共団体は、内閣府に地域再生計画の認定を申請することができます。

また、当該取組を実施する大学に対しては、地域に貢献する地域の知の拠点として、地域再生計画の位置付けも踏まえ効果的に支援します。

なお、地域医療に関連する公募テーマに申請する大学の取組が、地方公共団体と連携する取組で、地方公共団体が地域再生計画の認定申請を予定している場合には、認定申請書に当該計画の概要等を添付することとしていますので、該当する地方公共団体は、連携する大学と必要な調整を行ってください。

支援措置に係る必要な手続き

地域再生計画の認定申請に先立ち、地方公共団体と連携する大学の取組が、文部科学省が実施する「地域医療等社会的ニーズに対応した質の高い医療人養成推進プログラム」のうち、地域医療への貢献に関連する公募テーマに申請し、選定されることが必要です。

なお、公募テーマに申請した際に、公募に係る申請書に地域再生計画の概要等を添付していない取組の場合であっても、選定された大学等の取組が地方公共団体と連携する取組であり、当該取組を地域再生計画に位置付けることを希望する場合には、当該地方公共団体は内閣府に地域再生計画の認定を申請することができます。

平成18年度公募スケジュール

- ・ 公募要領発出 3月中旬
- ・ 申請受付期間 5月8日(月)～12日(金)
- ・ 選定取組の決定 8月下旬

地域再生計画の認定申請を行うことができるのは、地方公共団体のみです。

この支援措置の活用に当たり、本事業の実施主体（国公私立大学）は、地方公共団体と十分連携を図り、取組の内容を地域再生計画に位置付けてください。

認定申請にあたって必要な書類

地域再生計画の認定申請に当たっては、計画の趣旨・目的、「地域医療等社会的ニーズに対応した質の高い医療人養成推進プログラム」に選定された取組との関係、認定申請主体と大学の連携方法・体制・期間、期待される効果、将来構想等について記載した資料を添付してください。（様式自由）

既存の認定申請の書類で上記の内容が網羅できるものであれば「特になし」で結構です。

地域再生計画及び添付書類の記載にあたって留意すべき事項

地域再生計画及び添付書類の記載に当たっては、計画の趣旨・目的、「地域医療等社会的ニーズに対応した質の高い医療人養成推進プログラム」に選定された取組との関係、認定申請主体と大学の連携方法・体制・期間、期待される効果、将来構想等を踏まえて記載してください。

当該支援措置を認定申請できる時期について

原則として9月

措置の区分：運用

支援措置に係る法令等の名称及び条項等：なし

支援措置に係る現行規定の概要：なし

2 - 4 国立大学法人における地域振興、地域貢献関連事業（学術研究関係）（文部科学省） **：【B0804】**

支援措置を設ける趣旨及び概要

国立大学法人および大学共同利用機関法人（以下、「国立大学法人」といいます。）が、地域における「知の拠点」として学術研究活動の充実を図るとともに、地方公共団体との連携のもとで、その力を活用して地域の活性化等に貢献しようとする意欲的な取組を支援します。

支援措置の内容

国立大学法人においては、それぞれの理念や個性を踏まえ、学術研究の一層の推進、産学連携や地域貢献活動の充実などの取組を積極的に展開し、学術研究の充実と活性

化を図っています。そのうち、地方公共団体と連携して一定期間にわたって行おうとする学術研究活動に対して支援を行います。この支援を行うに当たっては、有識者の意見を踏まえつつ、地域再生計画に位置付けられるものについて一定程度配慮します。

支援措置に係る必要な手続き

本事業の実施に当たっては、有識者の意見を踏まえつつ決定することとしているため、地方公共団体が内閣府に地域再生計画の認定申請を行う前に、あらかじめ当該地方公共団体との連携を予定している国立大学法人が、例年6月に本事業にかかる概算要求を文部科学省に対して行い、認められることが必要です。

地域再生計画の認定申請を行うことができるのは、地方公共団体のみです。

この支援措置の活用に当たり、本事業の実施主体（国立大学法人）は、地方公共団体と十分連携を図り、取組の内容を地域再生計画に位置付けてください。

認定申請にあたって必要な書類

特になし。

地域再生計画及び添付書類の記載にあたって留意すべき事項

地域再生計画の作成に当たっては、地方公共団体と国立大学法人との連携による事業の内容と連携内容の整合性や、調整・役割分担などについて、明確になるようにしてください。

当該支援措置を認定申請できる時期について

- ・平成18年度予算にかかる事業については、原則として5月及び9月
- ・平成19年度予算にかかる事業については、原則として1月

措置の区分：運用

支援措置に係る法令等の名称及び条項等：なし

支援措置に係る現行規定の概要：なし

2 - 5 「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進（厚生労働省）

:【B0901】

2 - 5 - 1 地域介護・福祉空間整備等交付金

2 - 5 - 2 地域介護・福祉空間推進交付金

支援措置を設ける趣旨及び概要

地域の特性や資源を踏まえた様々な介護サービスの面的な基盤整備のため、地域の

大学等と地方公共団体が連携して行う（ ）高齢者が利用しやすく、地域に密着した介護サービスの拠点を整備する事業、（ ）高齢者と子供との共生型サービス等、地域における包括的なサービスを推進する事業について、交付金の交付に当たって一定程度配慮するものです。

支援措置の内容

市区町村は日常生活圏域（中学校区程度）を単位として、様々な介護サービスの面的な配置構想を基に、最長3年以内に実施する基盤整備事業を明らかにした「面的整備計画」を策定することとしており、また当該計画の作成に当たっては、平成18年8月11日老発第0811001号厚生労働省老健局長通知「地域介護・福祉空間整備等交付金及び地域介護・福祉空間推進交付金の実施について」（以下実施要綱）に基づき、地域の大学等と連携した地域づくりを進めていくものを優先的に計画に盛り込むこととしています。

国は当該計画を実施要綱に示す「採択指標」を基にポイント化し、予算の範囲内でポイントの高い順に採択し、採択した面的整備計画に対して交付金を交付する仕組みです。地域再生計画の認定を受けていることが明記されている面的整備計画については、ポイントを加算するなど、採択に当たって配慮します。また、この支援措置に関しては、地域再生計画の認定を受けた以降の面的整備計画の協議の申請に適用します。なお、地域再生計画に認定された場合においても、本交付金の採択に当たっては、その評価は厳正に行われ、必ずしも採択されることを確約するものではありません。

（地域介護・福祉空間整備等交付金の対象事業）

- ア 小規模多機能型居宅介護拠点
- イ 特別養護老人ホーム（定員29名以下）
- ウ 老人保健施設（定員29名以下）
- エ 特定施設の指定を受けるケアハウス（定員29名以下）
- オ 認知症高齢者グループホーム
- カ 認知症対応型デイサービスセンター
- キ 夜間対応型訪問介護事業所
- ク 介護予防拠点
- ケ 地域包括支援センター
- コ 生活支援ハウス

（地域介護・福祉空間推進交付金の対象経費）

- ア 地域密着型サービス等の導入に必要な設備やシステムに要する経費
- イ 高齢者と障害者や子供との共生型サービスの推進に要する経費 等

支援措置に係る必要な手続き

面的整備計画に、地域再生計画の認定を受けていることを明記すること。

認定申請にあたって必要な書類

面的整備計画（案）を添付してください。

地域再生計画及び添付書類の記載にあたって留意すべき事項

特になし。

当該支援措置を認定申請できる時期について

期限を設けない。

措置の区分：運用

支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

・平成18年8月11日老発第0811001号厚生労働省老健局長通知「地域介護・福祉空間整備等交付金及び地域介護・福祉空間推進交付金の実施について」

支援措置に係る現行規定の概要：なし

2 - 5 - 3 老人保健健康増進等事業

支援措置を設ける趣旨及び概要

老人保健健康増進等事業は、高齢者の介護、介護予防、生活支援、老人保健及び健康増進等に関わる先駆的、試行的な事業等に対し助成（国庫補助金の交付）を行い、もって、老人保健福祉サービスの一層の充実や介護保険制度の適正な運営に資することを目的として設けられている国庫補助事業です。

この国庫補助事業の仕組みを活用し、高齢者保健福祉の増進の観点から実施する高齢者支援システムの構築や介護予防の推進など、各種の先駆的・試行的事業であって、認定地域再生計画を踏まえ地方の大学等と連携したものについては、その採択に当たり、一定程度配慮するものです。なお、地域再生計画に認定された場合においても、本事業の採択に当たっては、その評価は厳正に行われ、必ずしも採択されることを確約するものではありません。

支援措置の内容

本事業の実施に当たっては、平成18年4月14日老発第0414005号厚生労働省老健局長通知「老人保健健康増進等事業実施要綱」に定める要件を満たすほか、別途厚生労働省老健局総務課が示す「平成18年度老人保健健康増進等事業国庫補助協議要領」に沿った事業である必要があります。

(1) 事業の実施主体

ア 都道府県又は市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む）

イ 厚生労働省所管の公益法人等関係団体及び厚生労働大臣が特に必要と認めた団体

(2) 対象事業

次のいずれかに該当する事業であって、その内容が先駆的又は試行的と認められるもの。ただし、他の補助制度による補助対象事業を除く。

ア 「未来志向研究プロジェクト」として実施する調査研究事業

(事業の参考例)

- ・ 介護予防の推進に関するもの
- ・ 認知症サービスの整備に関するもの
- ・ 地域密着型サービスの整備に関するもの
- ・ 在宅と施設を視野に置いた「総合的サービス体制」の確立に関するもの
- ・ 介護と医療の連携に関するもの
- ・ ターミナルケア・看取り介護の充実に関するもの
- ・ 日常生活圏域における地域ケア体制の整備に関するもの
- ・ 介護サービスの効率化・省力化・IT化の推進に関するもの
- ・ 地域支援事業の推進に関するもの
- ・ 高齢者ケアと障害者ケアの連携に関するもの
- ・ 高齢者虐待防止・権利擁護に関するもの
- ・ 地域包括ケア体制の確立に関するもの

イ 介護保険制度の適正な運営に寄与する調査研究事業

ウ 高齢者保健福祉施策の推進に寄与する調査研究事業

(3) 事業実施上の留意事項

ア 先駆的又は試行的事業であって、その事業の効果が今後の施策等に反映できるものを対象とする。

イ 原則として単年度で終了する事業を対象とする。

ウ 他制度による補助対象事業及び国庫補助が廃止（一般財源化）された事業並びに地方公共団体の補助事業で実施していたものは採択しない。

エ 事業の主たる目的である事務・事業を外部委託するものや、第三者への資金交付を目的とした事業は原則採択しない。

オ 事業の大部分が設備または備品購入費等であるものは採択しない。

カ 営利を目的とした事業は採択しない。

キ 補助対象額が500千円に満たない事業は採択しない。

支援措置に係る必要な手続き

本事業による国庫補助を受けるためには、厚生労働省老健局が別途定める手続きにより実施計画書を提出する必要があります。

実施計画書の募集開始については、各自治体あて通知するほか、厚生労働省ホームページにも掲載されます。事業の募集開始時期は、事業対象年度の前年度1月～2月で、応募〆切は同じく2月～3月となっています。

なお、「未来志向研究プロジェクト」として実施した事業については、厚生労働省老健局に設置されている「未来志向研究プロジェクト推進委員会」に諮り、その事業の実施状況について総合的な評価等を行います。

また、「未来志向研究プロジェクト」も含め、「介護保険制度の適正な運用に寄与する調査研究事業」及び「高齢者保健福祉施策の推進に寄与する調査研究事業」に該当する先駆的・試行的事業であって、認定地域再生計画を踏まえ地方の大学等と連携したものについては、その採択に当たり、一定程度配慮されます。従って、本事業への応募に当たっては、参考資料として、認定地域再生計画との関係が分かるものを添付してください。

応募した事業が採択された後は、平成18年8月9日厚生労働省発老第0809001号厚生労働事務次官通知「老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）の国庫補助について」に基づく交付申請を行うこととなります。

地域再生計画の認定申請を行うことができるのは、地方公共団体のみです。

この支援措置の活用に当たり、本事業の実施主体が地方公共団体以外（厚生労働省所管の公益法人等関係団体及び厚生労働大臣が特に必要と認めた団体）の場合は、地方公共団体と十分連携を図り、取組の内容を地域再生計画に位置付けてください。

認定申請にあたって必要な書類

特になし。

地域再生計画及び添付書類の記載にあたって留意すべき事項

特になし。

当該支援措置を認定申請できる時期について

期限を設けない。

措置の区分：運用

支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

- ・平成18年8月9日厚生労働省発老第0809001号厚生労働事務次官通知「老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）の国庫補助について」
- ・平成18年4月14日老発第0414005号厚生労働省老健局長通知「老人保健健康増進等事業実施要綱」

2 - 6 地方大学等の知的・人的資源活用による農林水産研究の実用化促進（農林水産省） :【B1001】

支援措置を設ける趣旨及び概要

農林水産現場における課題を解決するための研究開発を迅速・確実に達成するために、地域の産学官の研究勢力を結集し、コーディネート機関による実用化促進を図る競争的研究資金において、公募された研究課題を採択する際は地域再生計画の有無を考慮します。

支援措置の内容

研究課題を産学官の研究セクター連携による共同研究グループから公募し、採択された研究課題に対し研究を委託する「先端技術を活用した農林水産研究高度化事業」において、現場連携支援実用化促進型研究という区分を設けています。採択における審査は外部専門家及び外部有識者により行われますが、その評価にあたっては、地方公共団体が定める地域再生計画との関連性の有無が評価項目の一つとなっています。

応募するには、以下の4つのセクターから2つ以上の研究機関から構成される共同研究グループで応募する必要があります。そのグループの中で中核となる研究機関では、研究の企画立案、実施、成果管理を総括する研究総括者を配置する必要があります。また、関係機関の相互調整、研究成果の普及・実用化の推進等を行うコーディネート機関を設置する必要があります。

なお、1課題あたりの1年間の想定研究費の上限は原則として1千万円程度としており、研究実施期間は原則3年間としています。

セクター：都道府県、市町村及び国公立試験研究機関

セクター：大学及び大学共同利用機関

セクター：独立行政法人、特殊法人及び認可法人

セクター：民間企業、公益法人、NPO法人、協同組合及び農林漁業者

支援措置に係る必要な手続き

地域再生計画の認定申請に先立ち、例年、年末に農林水産省農林水産技術会議事務局が公表する「先端技術を活用した農林水産研究高度化事業応募要領」をご覧ください。応募書類を作成し、提出書類中の「地域再生計画における位置づけの有無」の記載欄に「有」と記載するとともに、参考となる必要な書類を添付の上、定められた期限までに農林水産省に提出し、課題が採択されることが必要です。

当事業の公募期間は、例年1月です。（なお、平成18年度については、平成18年1月4日（水）～27日（金）に公募を行いました。）

地域再生計画の認定申請を行うことができるのは、地方公共団体のみです。

この支援措置の活用にあたり、本事業の実施主体が地方公共団体以外（セクターを含まない共同研究グループ）の場合は、地方公共団体と十分連携を図り、取組

の内容を地域再生計画に位置付けてください。

認定申請にあたって必要な書類

特になし。

地域再生計画及び添付書類の記載にあたって留意すべき事項

特になし。

なお、課題の採択時期は4月下旬を予定しており、採択から地域再生計画の認定申請受付開始までの期間が短いため、研究採択後すぐに認定申請できるよう事前に地域再生計画を作成していただくことをお勧めします。

当該支援措置を認定申請できる時期について

原則として5月

措置の区分：運用

支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

- ・先端技術を活用した農林水産研究高度化事業応募要領

支援措置に係る現行規定の概要：

当該事業は現場に密着した農林水産分野の試験研究の迅速な推進を図るための提案公募型の競争的研究資金として平成14年度から実施しています。このうち、地域再生計画との関連付けを行った「現場連携支援実用化促進型研究」は平成18年度から新たに実施するものです。

2 - 7 地域の産学官連携による優れた実用化技術開発への助成（国土交通省）

:【B1201】

支援措置を設ける趣旨及び概要

地域の大学等における建設分野の技術革新を通じて地域再生を支援するため、a．地域の防災・減災、b．住宅・社会資本ストックの診断・解体・再生、c．自然環境などをいかした資源への転換等の地域のニーズ等に応じた実用化段階にある建設技術の研究開発について募集する競争的研究資金において、助成課題を選定する際に、地域再生計画に位置付けられたものについて一定程度配慮します。

支援措置の内容

建設技術研究開発助成制度（実用化研究開発公募）の公募において、地域再生計画に即した研究開発課題を応募した場合、審査の際に優遇する等の配慮をします。

支援措置に係る必要な手続き

建設技術研究開発助成制度(実用化研究開発公募)への応募が別途必要になります。

地域再生計画の認定申請を行うことができるのは、地方公共団体のみです。

この支援措置の活用にあたり、本事業の実施主体（大学等の研究機関の研究者、研究を目的とする公益法人または所属する研究者、国土交通大臣が適当と認める法人または所属する研究者）は、地方公共団体と十分連携を図り、取組の内容を地域再生計画に位置付けてください。

認定申請にあたって必要な書類

特になし。

地域再生計画及び添付書類の記載にあたって留意すべき事項

地域再生計画において、どの記載内容が建設技術研究開発助成制度（実用化研究開発公募）に応募を予定する研究開発課題に該当するかを明確にしてください。既に同助成制度に応募している場合は、応募書類において地域再生計画に位置付ける予定として記載した内容に即して地域再生計画を作成してください。

当該支援措置を活用できる時期について

期限を設けない。

措置の区分：要綱

支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

- ・建設技術研究開発助成制度交付要綱

支援措置に係る現行規定の概要：

- a . 地域の防災・減災、b . 住宅・社会資本ストックの診断・解体・再生、
- c . 自然環境などをいかした資源への転換等の地域のニーズ等に応じた実用化段階にある建設技術の研究開発について、公募により優れた研究開発課題について助成します。

2 - 8 地域新生コンソーシアム研究開発事業（経済産業省）：【B1101】

支援措置を設ける趣旨及び概要

地域において産学官連携による事業化に直結する実用化技術開発を促進することにより、新産業の創出促進等を目的として、支援を実施するものです。

支援措置の内容

地域において、新産業・新事業を創出するため、大学等の技術シーズや知見を活用した産学官の強固な研究体制（地域新生コンソーシアム）を組み、実用化に向けた高度な研究開発の実施に際して、地域新生コンソーシアム研究開発事業を適用する場合であって、認定地域再生計画に位置付けられた場合においては、一定程度配慮を行います。

なお、地域再生計画に認定された場合においても、本研究開発事業の採択に当たっては、その評価は厳正に行われ、必ずしも採択されることを確約するものではありません。

また、この支援措置に関しては、平成19年度予算以降における地域新生コンソーシアム研究開発事業の採択に当たって、認定地域再生計画に位置付けられた場合について一定程度配慮を行うこととなります。

支援措置に係る必要な手続き

本事業の実施に当たっては、地域新生コンソーシアム研究開発事業の公募要領に従って手続きを行うこととなります。なお、公募要領については経済産業省ホームページにおいて公表されます。

地域再生計画の認定申請を行うことができるのは、地方公共団体のみです。

この支援措置の活用にあたり、本事業の実施主体（地域新生コンソーシアム）は、地方公共団体と十分連携を図り、取組の内容を地域再生計画に位置付けてください。

認定申請にあたって必要な書類

特になし。

地域再生計画及び添付書類の記載にあたって留意すべき事項

地域再生計画の認定申請に当たっては、地域新生コンソーシアム研究開発事業の活用方法を可能な限り具体的に記載してください。

当該支援措置を認定申請できる時期について

原則として5月及び9月

措置の区分：予算措置

支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

- ・地域新生コンソーシアム研究開発事業の公募要領

支援措置に係る現行規定の概要：

地域において新産業・新事業を創出するため、大学等の技術シーズや知見を活用した産学官の強固な協同研究体制（地域新生コンソーシアム）の下で、

実用化に向けた高度な研究開発を実施。

2 - 9 地域新規産業創造技術開発費補助事業（経済産業省）：【B1102】

支援措置を設ける趣旨及び概要

地域において産学官連携による事業化に直結する実用化技術開発を促進することにより、新産業の創出を促進することを目的として、支援を実施するものです。

支援措置の内容

地域において、新産業・新事業を創出するため、中堅・中小企業による新分野進出やベンチャー企業による新規創業といったリスクの高い実用化技術開発に対する支援を行うに際して、地域新規産業創造技術開発費補助事業を適用する場合であって、認定地域再生計画に位置付けられた場合においては、一定程度配慮を行います。

なお、地域再生計画に認定された場合においても、本技術開発事業の採択に当たっては、その評価は厳正に行われ、必ずしも採択されることを確約するものではありません。

また、この支援措置に関しては、平成19年度予算以降における地域新規産業創造技術開発費補助事業の採択に当たって、認定地域再生計画に位置付けられた場合について一定程度配慮を行うこととなります。

支援措置に係る必要な手続き

本事業の実施に当たっては、地域新規産業創造技術開発費補助金交付要綱及び地域新規産業創造技術開発費補助事業公募要領に従って決定されますので、当該交付要綱及び公募要領に従って手続きを行うこととなります。なお、当該交付要綱及び公募要領については経済産業省ホームページにおいて公表されます。

地域再生計画の認定申請を行うことができるのは、地方公共団体のみです。

この支援措置の活用に当たり、本事業の実施主体（中堅・中小企業）は、地方公共団体と十分連携を図り、取組の内容を地域再生計画に位置付けてください。

認定申請にあたって必要な書類

特になし。

地域再生計画及び添付書類の記載にあたって留意すべき事項

地域再生計画の認定申請に当たっては、地域新規産業創造技術開発費補助事業の活

用方法を可能な限り具体的に記載してください。

当該支援措置を認定申請できる時期について
原則として5月及び9月

措置の区分：予算措置

支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

- ・地域新規産業創造技術開発費補助金交付要綱
- ・地域新規産業創造技術開発費補助事業公募要領

支援措置に係る現行規定の概要：

地域において新産業・新事業を創出するため、中堅・中小企業による新分野進出やベンチャー企業による新規創業といったリスクの高い実用化技術開発に対する支援。

2 - 10 地方公共団体と地域の大学との連携促進のための寄附金支出協議の簡素化・迅速化（総務省） :【B0401】

支援措置を設ける主旨及び概要

地方公共団体と地域の大学との連携による地域再生を推進するため、地方公共団体が、地域における産業の振興等に寄与する研究開発等を地域再生計画に位置付け、当該地方公共団体の自主的な要請に応じて国立大学法人等が実施する場合には、地方財政再建促進特別措置法第24条に基づく寄附金等の支出協議手続を簡素化・迅速化するものです。

支援措置の内容

地方公共団体が、地域における産業の振興等に寄与する研究開発等を地域再生計画に位置付け、当該地方公共団体の自主的な要請に応じて国立大学法人等が実施する場合には、地域の自主的・自立的な取り組みを支援しようとする地域再生の趣旨が、地方公共団体の自発的要請に基づく寄付禁止の特例の趣旨と共通することにかんがみ、地方財政再建促進特別措置法第24条に基づく寄附金等の支出協議手続を簡素化・迅速化します。

具体的には、地域再生計画の認定申請への提出書類と寄附金等の支出協議手続への提出書類を共通化することで協議の申出に当たって必要な補足説明資料を原則として不要とするほか、地域再生計画の認定手続の中で寄附金等の支出協議の同意手続を同時並行で行います。

【支援措置の適用条件】

支援措置の適用に当たっては、地域再生計画に位置付けられた研究開発等が、地

方財政再建促進特別措置法施行令第12条の3第7号の以下の要件を満たす必要があります。

- (1) 地方公共団体の要請に基づくこと
- (2) 科学技術に関する研究若しくは開発又はその成果の普及であること
- (3) 地域における産業の振興その他住民の福祉の増進に寄与すること
- (4) 当該地方公共団体の重要な施策を推進するために必要であるもの
- (5) 研究開発等の実施に要する経費であること
- (6) 当該国立大学法人等において通常行われる研究開発等と認められる部分が除かれていること

したがって、地域再生計画の作成に当たっては、当該研究開発等が上記要件を満たすことを明確に記載してください。

支援措置に係る必要な手続

内閣府に地域再生計画の認定申請を行う前に、地方財政再建促進特別措置法第24条に基づく総務省に対する事前協議が別途必要ですが、地域再生計画における記載と同じ内容の書類をもって協議書類とすることを認めます。

また、協議の申出に当たって必要な補足説明資料については、原則として不要とします。

認定申請にあたって必要な書類

「地域再生計画に基づく寄附金支出の内容について」(様式)

地域再生計画及び添付書類の記載にあたって留意すべき事項

【様式記載要領】

- 1 「1 寄附の相手方」
寄附の相手方である国立大学法人等の名称を記載すること。
- 2 「2 寄附の内容」
寄附金等を支出する対象、期間、寄附金の金額、寄附物件の数量と評価額及びその総額等を記載し、金額は千円単位とすること。
- 3 「3 寄附金等を支出する理由」
研究開発等の実施を要請するに至った経緯、要請した研究開発等の具体的内容、寄附を必要とする理由、国立大学法人等と折衝した経過、地域の現状と課題、要請した研究開発等の実施と成果が地域に還元される具体的な経路等をできるだけ詳細に記載すること。
- 4 「4 地方財政再建促進特別措置法施行令第12条の3第7号の要件該当性」
各項目の記載に当たっては、「地方財政再建促進特別措置法施行令の一部を改

正する政令の運用上の留意事項について」(平成14年11月1日付総財務第126号各都道府県総務部長あて総務省自治財政局財務調査課長通知)を踏まえること。

- 5 「(1) 地方公共団体の要請に基づくこと」
当該研究開発等は、地方公共団体が国立大学法人等に対し自主的に要請したものであることを記載すること。
- 6 「(2) 科学技術に関する研究若しくは開発又はその成果の普及であること」
要請した研究開発等の内容を説明し、科学技術に関する研究若しくは開発又はその成果の普及に該当していることを記載すること。
- 7 「(3) 地域における産業の振興その他住民の福祉の増進に寄与すること」
要請した研究開発等の内容が地域における産業の振興や住民の福祉の増進に寄与することを、その具体的経路を明らかにして記載すること。
- 8 「(4) 当該地方公共団体の重要な施策を推進するために必要であるもの」
要請した研究開発等の中長期計画又は予算関連資料での位置付け等を記載すること。
- 9 「(5) 研究開発等の実施に要する経費であること」
寄附等が、要請した研究開発等の実施に要する範囲や期間に限られていることを記載すること。
- 10 「(6) 当該国立大学法人等において通常行われる研究開発等と認められる部分が除かれていること」
要請した研究開発等の内容が、当該国立大学法人等で通常行われる研究開発等の内容と異なることについて記載すること。また、要請した研究開発等について、国立大学法人等において通常行われると認められる部分とそれ以外の部分が一体不可分である場合には、合理的な理由に基づく適切な経費負担について記載すること。なお、現在当該国立大学法人等で実施されていない研究開発等であっても、当該国立大学法人等が自らの経費を持って行うことが社会通念上当然と認められる部分については該当しないものであること。

(様式)

地域再生計画に基づく寄附金支出の内容について

- 1 寄附の相手方
- 2 寄附の内容
- 3 寄附金等を支出する理由
- 4 地方財政再建促進特別措置法施行令第12条の3第7号の要件該当性
 - (1) 地方公共団体の要請に基づくこと
 - (2) 科学技術に関する研究若しくは開発又はその成果の普及であること
 - (3) 地域における産業の振興その他住民の福祉の増進に寄与すること
 - (4) 当該地方公共団体の重要な施策を推進するために必要であるもの
 - (5) 研究開発等の実施に要する経費であること
 - (6) 当該国立大学法人等において通常行われる研究開発等と認められる部分が除かれていること

当該支援措置を認定申請できる時期について
期限を設けない。

措置の区分：通知

支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

- ・ 地方財政再建促進特別措置法第 2 4 条
- ・ 地方財政再建促進特別措置法施行令第 1 2 条の 3 第 7 号

支援措置に係る現行規定の概要：

地方公共団体が、国立大学法人等が行う研究開発等に要する経費に対し寄附金等を支出する場合には、地方財政再建促進特別措置法第 2 4 条ただし書きの規定に基づき、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得ることとされています。

当該同意には、地方財政再建促進特別措置法施行令第 1 2 条の 3 第 7 号の各要件を満たす必要があります。

- (1) 地方公共団体の要請に基づくこと
- (2) 科学技術に関する研究若しくは開発又はその成果の普及であること
- (3) 地域における産業の振興その他住民の福祉の増進に寄与すること
- (4) 当該地方公共団体の重要な施策を推進するために必要であるもの
- (5) 研究開発等の実施に要する経費であること
- (6) 当該国立大学法人等において通常行われる研究開発等と認められる部分が除かれていること

3 その他地域再生計画の認定に基づく支援措置

3 - 1 地域再生に資するNPO等の活動支援（内閣府）：【C2001】

支援措置を設ける趣旨及び概要

本事業（市民活動団体等支援総合事業）は、NPO等の市民活動団体の活動を通じた市民参加や様々な主体の協働を促進することにより、多様化する地域ニーズに適確に対応するとともに地域再生の推進を図るため、認定地域再生計画における位置付け等を踏まえて、各地の先駆的な人材育成事業及びネットワーク形成促進事業を選定し、これらの事業の実施を通して効果的なNPO活動促進策を分析、検討するものです。

支援措置の内容

市民活動団体等支援総合事業は、NPOをはじめとする市民活動団体の活動基盤の整備を図ることを目的として、効果的なNPO活動促進策を分析、検討するため、以下の事業を実施する。

(1) 人材育成事業

ア 事業の内容

NPO活動に必要な事業企画・運営能力などのスキルを持ったリーダー・担い手の育成方法や、NPO活動への効果的な住民参加を促進する方策について検討することを目的とした、学生、退職後のシニア、社会参画を目指す女性、職場以外にも生きがいを求める会社員などに対する、参加のきっかけづくりや能力開発のための啓発・研修事業等を、地域ブロック^(注1)ごとに1～2箇所程度選定し、支援します。

(注1) 地域ブロックは以下のとおりの区分とします。なお、活動範囲は、必ずしもブロック全域に及ぶものでなくても構いません。

ブロック	都道府県
北海道・東北	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東・甲信越	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、長野県、山梨県、静岡県
中部・北陸	富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県
近畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国・四国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州・沖縄	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

イ 事業の対象

以下に掲げるNPO^(注2)が行う人材育成事業の一部若しくは全部を内閣府が当該NPOに対して発注する請負事業の対象とします。主に、下記のような形式の事業(組み合わせたものも可)等を対象とする。

(注2)原則として特定非営利活動法人またはその中間支援組織を対象とします。

- ・セミナー、ワークショップ等のプログラム策定を含む研修事業
- ・フォーラム、シンポジウム、パネル・ディスカッション等の集団討論事業
- ・インターン、フィールドワーク等の実習事業

(2) ネットワーク形成促進事業

ア 事業の内容

NPO等を中心とした地域でのネットワーク形成による、多様化する地域ニーズへの適確な対応や地域の活力の再生の方策を検討することを目的とした、NPO等と地縁組織、民間企業、学校、医療・福祉機関、地方公共団体など様々な主体との協働に必要な視点、効果的手法、及び協働による効果等を把握する各地の先駆的な協働事業を選定し、支援します。

イ 事業の対象

以下に掲げるNPO^(注3)が行うネットワーク形成促進事業の一部若しくは全部を内閣府が当該NPOに対して発注する請負事業の対象とします。主に、下記の協働相手、テーマ及び形式により実施する事業を対象とする。(* 下記に掲げたものは例であり、実際の選定にあたっては、具体的な事業計画等により判断する)

(注3)原則として特定非営利活動法人またはその中間支援組織を対象とします。

< 主な協働の相手 >

地方公共団体、民間企業、大学・その他教育機関、医療・福祉機関、地縁組織、他のNPO法人

< 主な協働事業のテーマ >

- ・地域資源を活用した地域活性化(観光、歴史、文化等)
- ・地域コミュニティの形成・再生
- ・少子・高齢化社会への対応(健康増進、生きがいの創出、団塊の世代の活用、子育て支援等)
- ・地域の防災・防犯による安心・安全なまちづくり
- ・大学との連携など「産学官民」連携の推進による地域活性化
- ・環境の保全(自然環境・生活環境の保全等)

< 主な事業の形式 >

- ・ 協働事業の計画策定のための研究事業や地域ニーズを把握する等の調査事業
- ・ 協働事業の評価基準策定のための研究事業や効果分析のための調査事業
- ・ 協働事業を推進するための調査・研究に資するイベント等の情報発信事業

(3) 事業の報告

支援の対象となった人材育成事業及びネットワーク形成促進事業については、活動内容を取りまとめた事例集を内閣府が作成し、NPO等の活動の普及啓発に活用されます。事例集の作成にあたっては、活動を行ったNPO等に報告書の作成をお願いします。

(4) 支援の方法、事業額

それぞれ事業の実施を内閣府の請負事業の対象とすることにより支援を行います。

請負事業額は100万円から500万円程度を目安とし、活動内容や選定団体数等により調整することとします。

なお、国から他の類似支援措置を受けている事業について、本支援措置を重複して受けることはできません。

(5) 事業の選定について

人材育成事業及びネットワーク形成促進事業の選定は、地方公共団体からの申請に基づき、内閣府において行います。主な選定基準はそれぞれ以下のとおりです。

ア 人材育成事業の主な選定基準

- ・ 地域に定着した類似の人材育成事業が存在しないこと
- ・ 本事業で高い効果が期待できること
- ・ 地域に定着した類似の人材育成事業が存在しないこと
- ・ 多数の市民やNPOの参加が想定されること

イ ネットワーク形成促進事業の主な選定基準

- ・ 多様な主体（市民、NPO等）の参加・協働が想定されていること
- ・ 先駆性があり、全国のモデル事例として活用が期待できること
- ・ 地域の創意工夫が活かされたユニークな事業であること
- ・ 事業の効果が参加者のみならず、地域に対して広く及ぶことが期待できること

支援措置に係る必要な手続き

市民活動団体等支援総合事業の実施については、地域再生計画の認定申請を行う前に、別途、内閣府に当該事業を申請し、有識者等からなる事業審査会による審査を踏まえて、当該提案が選定されることが必要です。

上記選定を受けた後、同事業を含む地域再生計画の認定申請を行ってください。地域再生計画認定後、別途、選定されたNPO等と内閣府との請負契約手続きが必要となります。何らかの事情で請負契約が成立しない場合は、認定が取り消される可能性がありますので、ご注意ください。

認定申請にあたって必要な書類
特になし。

地域再生計画及び添付書類の記載にあたって留意すべき事項

地域再生計画の認定申請に当たって、当該支援措置の対象とする事業が地方公共団体の策定する地域再生計画の推進に効果的であり、かつ、市民活動団体等支援総合事業の趣旨と整合するものであることについて、積極的に明示してください。

当該支援措置を認定申請できる時期について
原則として5月

措置の区分：運用

支援措置に係る法令等の名称及び条項等：なし

支援措に係る現行規定の概要：なし

3 - 2 公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除（総務省）：【C0401】

支援措置を設ける趣旨及び概要

地域再生が地域に及ぼす経済的社会的効果にかんがみ、公共施設の転用にあたり、地域再生計画に位置づけられ、地域再生推進のために転用が必要であると認められる場合には、繰上償還を不要とする取扱とするものです。

支援措置の内容

地方公共団体が実現しようとしている地域経済の活性化と地域雇用の創造に向けた目標のために、必要不可欠となる公共施設の転用をするものとして、地方公共団体が地域再生計画を策定し、同計画が総務大臣の同意を得て、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、同計画に記載されている公共施設の転用については、地方債の繰上償還を不要とします。

したがって、地域再生計画の作成にあたっては、地域再生計画認定申請マニュアルにしたがい、地域再生計画の意義及び目標、地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果、並びに当該施設の転用が地域再生計画に不可欠な事業であることが明確となるようにしてください。

また、公共施設の転用に伴い、地方公共団体から民間事業者等に対する貸付け等の方法により事業主体の変更が行われる場合、転用後の当該施設が低廉な利用料で広く住民の利用に供されるか否か等を総合的に勘案し、地方公共団体自ら事業主体となる場合と同様の公共性を有すると認められる場合は、地方債の繰上償還を要しないこととされており、貸付により事業主体が変更されるこれらの場合、原則として繰上償還が不要と考えられます。譲渡による場合には、地方債の発行対象経費との関係から、当該施設を譲渡される主体の性格や譲渡の目的、譲渡後の処分の制限等について検討の上、繰上償還を不要とする場合があります。

なお、公共施設の目的外転用により公的資金の繰上償還を行う場合については、民間資金による借換債についても本年度より新しく制度化されており、併せて検討をお願いします。（この借換債の適用については、地域再生計画の認定申請は不要です。）

支援措置に係る必要な手続き

貸し手との契約において手続きを定めている場合は、当該手続きが必要となります。

認定申請にあたって必要な書類

譲渡する場合には、譲渡契約書（案）の提出が必要となります。

地域再生計画及び添付書類の記載にあたって留意すべき事項

繰上償還を不要とする地方債の資金区分を明らかにしてください。

当該支援措置を認定申請できる時期について

期限を設けない。

措置の区分：運用

支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

- ・地方財政法第5条、第5条の2及び第33条の7

支援措置に係る現行規定の概要：

地方債は、各事業毎に許可され、また、当該公用または公共用の施設によって住民が利益を受ける期間の範囲内で償還年限は許可されています。したがって、許可を受けた施設と異なる施設への転用にあたっては、地方債の繰上償還を行うことが原則となっています。

3 - 3 公共施設を転用する事業へのリニューアル債の措置（総務省）：【C0402】

支援措置を設ける趣旨及び概要

地域再生が地域に及ぼす経済的社会的効果にかんがみ、地域活性化事業債の対象事

業を拡大するものです。

支援措置の内容

地方公共団体が実現しようとしている地域経済の活性化と地域雇用の創造に向けた目標のために、必要不可欠となる公共施設への転用に係る既存の施設の増築や改築、大規模な模様替といったリニューアル事業で、地域活性化事業が目的とする喫緊の政策課題（循環型社会の形成、少子・高齢化対策、地域資源活用促進、都市再生、科学技術の振興、協働型のICT社会）の実現を図るための施設へ転用するものとして、地方公共団体が地域再生計画を策定し、同計画が総務大臣の同意を得て、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、地域活性化事業債の対象とします。

したがって、地域再生計画の作成にあたっては、地域再生計画の意義及び目標、地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果が、地域活性化事業が目的とする喫緊の政策課題の実現と深く関係するものであることが必要となります。

支援措置に係る必要な手続き

地域再生計画の認定後、別途、地方債（地域活性化事業債）の同意（又は許可）手続きが必要となります。

認定申請にあたって必要な書類

対象施設の現状、転用後の施設の目的、対象事業費、施行前・施行後の見取り図（設計図）など、リニューアル事業の概要がわかる資料

地域再生計画及び添付書類の記載にあたって留意すべき事項

特になし。

当該支援措置を認定申請できる時期について

期限を設けない。

措置の区分：通達

支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

- ・地域活性化事業要綱・要領

支援措置に係る現行規定の概要：

地域活性化事業債は上記要綱・要領に掲げられた公共施設の整備を対象としています。

3 - 4 組合等施行土地区画整理事業について地方負担分への起債措置（総務省）

：【C0403】

（平成17年度で終了）

3 - 5 文化芸術による創造のまち支援事業の活用（文部科学省（文化庁））

：【C0801】

支援措置を設ける趣旨及び概要

文化芸術によるまちづくりを推進する観点から、文化芸術による創造のまち支援事業の活用を図ります。

支援措置の内容

（趣旨）

文化庁、都道府県、市町村等との共催で、それぞれの地域において地域文化リーダー（指導者）の育成や、地域の顔となる芸術文化団体の育成、シンポジウムなどによる発信・交流を通じた文化芸術活動の活性化を図ることにより、我が国の文化水準の向上を目指すものです。したがって、「公演事業」をはじめとする単発のイベントや文化施設の運営費の助成とは異なり、中・長期的な視野で地域文化振興の基盤を整備する事業が支援の対象となります。また、この事業は文化庁と都道府県、市町村等との共催で実施する事業ですから、実施市町村が実行委員会の中心的な役割を担う必要があります。

（対象となる事業）

地域の文化芸術活動の環境づくり、人材育成及び子どもたちが参加する文化活動の活性化に寄与する、次に掲げる事業です。

- （１）地域（まち）づくりなど、地域の文化活動の活性化を図るための人材育成
- （２）地域合唱団、劇団、吹奏楽団など、地域の顔となる文化芸術団体の育成
- （３）地域文化の必要性、住民の役割、地域の特色などをテーマとするシンポジウム・フォーラムの開催

（事業の選考・決定）

通常、選考・決定は年度毎に行い、支援期間は連続する２年間までとしております。

（経費の支出）

文化庁は、事業実施に必要な経費のうち、予算の範囲内で対象経費（企画等会議費、指導者・専門家旅費及び謝金、練習場借上料）を負担し、その他の経費は都道府県、市町村、芸術文化団体及び文化施設等が負担します。

また、謝金単価（会議・指導等）の設定は、各地方公共団体の基準などを準用してください。

支援措置に係る必要な手続き

本事業の実施個所については、有識者の意見を踏まえつつ決定することとしているため、内閣府に地域再生計画の申請を行う前に、必ず本事業を文部科学省（文化庁）に申請していることとします。（募集案内は別途送付済み）

認定申請にあたって必要な書類

特になし。

地域再生計画及び添付書類の記載にあたって留意すべき事項

特になし。

当該支援措置を認定申請できる時期について

原則として5月

措置の区分：運用

支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

- ・文化芸術による創造のまち支援事業実施要綱（平成15年4月1日文化庁長官決定）

支援措置に係る現行規定の概要：

文化芸術活動のための環境の醸成と人材の育成及び次代を担う子どもたちが参加する文化活動の活性化を図るため、人材育成：地域文化リーダー（指導者）の育成、団体育成：地域の芸術文化団体の育成、発信交流：シンポジウム等による発信・交流を支援します。

3 - 6 地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）（厚生労働省）

：【C0901】

支援措置を設ける趣旨及び概要

地域の自主性・創意工夫ある取組を支援するために、パッケージ事業を実施し、地域における雇用創造を促進します。

支援措置の内容

雇用機会が少ない地域において、雇用創造に自発的に取り組む市町村、地域の経済団体等から構成される協議会が提案した雇用対策事業であって認定地域再生計画に位置づけられたものの中から、コンテスト方式により雇用創造効果が高いものを選抜し、当該協議会等に対してその事業の実施を委託することにより地域における雇用創造を支援します。事業額は、1地域1年度当たり2億円を上限とし、同一地域における事業期間は、3年を上限とします。

「雇用機会が少ない地域」とは、次のいずれかを満たす地域をいいます。

- (1) 地域雇用開発促進法（昭和 6 2 年法律第 2 3 号）第 9 条第 1 項に規定する同意雇用機会増大促進地域である地域
- (2) パッケージ事業の委託に係る雇用対策事業実施の直近 1 年間における当該地域の有効求人倍率の平均が概ね 1 倍未満である地域

なお、上記（ 1 ）、（ 2 ）に該当しない地域であっても、当該地域の基幹産業における事業所数、従業員数、製造品出荷額、年間商品販売額等が減少していることに伴い雇用情勢が今後悪化する蓋然性が極めて高い地域については、対象地域に該当とすることとします。

支援措置に係る必要な手続き

平成 1 8 年度のパッケージ事業の実施については、あらかじめ、別途、各都道府県労働局にパッケージ事業の委託に係る雇用対策事業の構想を提出し、有識者等からなる第三者委員会による選抜の結果、当該構想が採択されることが必要です。

認定申請にあたって必要な書類

特になし。

地域再生計画及び添付書類の記載にあたって留意すべき事項

地域再生計画の申請に当たっては、パッケージ事業の活用方法を、パッケージ事業の委託に係る雇用対策事業と併せ、可能な限り具体的に記載してください。

「パッケージ事業の委託に係る雇用対策事業」とは、対象地域内で、市町村や経済団体等の創意工夫により実施する地域経済の活性化や雇用機会の創出のための地域再生の具体的な取組と一体となって実施することにより、それらの取組の雇用創造効果をさらに高めるような雇用面での対策、具体的には雇用機会の創出、求職者等の能力開発及び求職者への情報提供、相談等といった下記のメニュー例のような取組を実施する事業をいいます。

なお、以下のメニューはあくまで例示であり、これらの他にも地域の創意工夫を活かした事業の実施が可能です。

(メニューの例)

(1) 雇用機会創出メニュー

… 創業、事業拡大への支援等による雇用機会を創出するための取組

イ 地域の創業、事業拡大等に必要の中核的又は専門的人材の誘致活動(募集活動、U・I ターン促進等)

ロ 創業者等に対する労務管理についての研修、相談

ハ 他地域における雇用機会創出の成功事例研究やその中心人物等を招いてのセミナー

等

(2) 能力開発メニュー

・・・地域の雇用機会への就職等を容易にするための求職者等の能力開発の取組

イ 求職者等に対する訓練（既存施設の改修、講師の再訓練等を含む。）

ロ 求職者等に対する研修・講習

ハ 国内外留学

等

(3) 情報・相談メニュー

・・・地域の雇用機会への就職等を容易にするための求職者等への情報提供や相談等の取組

イ 求職者等に対する訓練、研修・講習などの情報提供・相談

ロ 地域外の求職者等に対するU・Iターン促進のための情報提供・相談 等

また、地域再生計画の期間とパッケージ事業の実施を希望する期間が一致しない場合は、パッケージ事業の実施を希望する期間を明記してください。

当該支援措置を認定申請できる時期について

期限を設けない。

措置の区分：通達

支援措置に係る法令等の名称及び条項等：なし

支援措置に係る現行規定の概要：なし

3 - 7 日本政策投資銀行の低利融資等（財務省）：【C0701】

支援措置を設ける趣旨及び概要

政策金融の利便性の向上を図り、地域経済に密着し、今後も重要な役割を担う事業者等に対し、民間金融機関とも協調しつつ円滑な資金供給の確保に努めること。

支援措置の内容

地域再生プロジェクトの形成・事業化に対するアドバイスを行うとともに、認定された地域再生計画に合致し償還確実性が見込まれる事業については、民間金融機関とも協調しつつ、低利融資等により対応します。

ア 地域再生プロジェクトの形成・事業化に対するアドバイス

日本政策投資銀行の低利融資等を活用する可能性のある計画については、当該支援措置を活用する事業が日本政策投資銀行の投融資指針に定める各事業の制度要件に形式的に合致すると判断される場合につき、事業の構想段階、計画段階、事業化段階の各段階を通じプロジェクトの形成支援、事業化支援等（事業計画、収支計画、資金調達計画等）の相談に応じアドバイスを行います（ただし、アドバイスの内容等に応じて、相応の費用を申し受けることがあります）。

イ 日本政策投資銀行の低利融資等

既存の制度において融資等が可能な事業のうち、当該支援措置を適用するものとして地域再生計画の認定を受け、かつ配当可能性・償還確実性が見込まれる事業について、日本政策投資銀行による金融面での判断を経た上で低利融資等を行います。

地域再生計画の認定申請に当たっては、当該事業が地方公共団体が実現しようとする地域再生計画の目標に不可欠であり、かつ、融資等を受けようとする者の概要、融資等を受けようとする事業の概要等のほか、当該支援措置を活用する事業が日本政策投資銀行の投融資指針に定める各事業の制度の要件に形式的に合致すると判断される場合には同意することとし、内閣総理大臣が当該地域再生計画を認定した場合には、当該計画に係る事業の円滑な実施に向け、具体的な融資等に関する相談等に応じ、償還確実性等に関する日本政策投資銀行による金融面での判断を経た上で低利融資等を行います。

支援措置に係る必要な手続き

地域再生計画認定申請の同意に際し、当該事業が地方公共団体が実現しようとする地域再生計画の目標に不可欠であり、かつ、融資等を受けようとする者の概要、融資等を受けようとする事業の概要等のほか、日本政策投資銀行の投融資指針に定める制度の要件に合致するか否かについて、形式面での判断を要します。

また、計画認定後、償還確実性等に関する日本政策投資銀行による金融面の判断が別途必要になります。

認定申請にあたって必要な書類

計画認定の同意に際しては、当該事業が地方公共団体が実現しようとする地域再生計画の目標に不可欠であり、かつ、融資等を受けようとする者の概要、融資等を受けようとする事業の概要等のほか、日本政策投資銀行の投融資指針に定める各事業の制度要件に合致するか否か、形式面の判断ができる内容が盛り込まれた資料が必要です（様式は任意）。

ただし、計画認定後、償還確実性等に関する日本政策投資銀行による金融面の判断のための資料が別途必要になります。

地域再生計画及び添付書類の記載にあたって留意すべき事項

融資等を受けようとする事業が日本政策投資銀行の投融資指針で定める事業の要件を満たしていることを記載すること。

なお、沖縄県内の事業に対しては、沖縄振興開発金融公庫が担当するため、本支援措置についての認定はできませんが、沖縄振興開発金融公庫についても同様の制度がありますので、事前にご相談ください。

当該支援措置を認定申請できる時期について

期限を設けない。

措置の区分：運用

支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

- ・日本政策投資銀行法第1条（目的）、第20条（業務の範囲）、第21条（業務の条件）

支援措置に係る現行規定の概要：

第1条 地域経済の自立的発展に資すること

第20条 第1項 融資業務等、第2項 償還確実性、第3項 収支相償

第21条 民業補完

3 - 8 国民生活金融公庫の「新創業融資制度」の要件緩和（財務省、厚生労働省）

：【C3001】

支援措置を設ける趣旨及び概要

地域再生における新事業創出の重要性を勘案し、地域の中核として支援していく産業（特定業種）の創出を一層促進する観点から、リスクに見合った上乘せ金利を付すことで「新創業融資制度」の自己資金要件の緩和を実施するものです。

支援措置の内容

国民生活金融公庫の「新創業融資制度」の現行の要件は、以下のとおりです。「自己資金要件」の緩和とは、下記の2.の者に対する要件「B」を要件「C」に緩和するものです。

<要件>

1. 新規開業して税務申告を2期終えていない者
2. 開業予定者又は開業後税務申告が未了の者

A. 下記a～eのいずれかを満たすことが必要

- a 雇用の創出を伴う事業を新たに営もうとする者
- b 新たな市場の創出や既存市場の活性化等が見込まれる者であって、技術の応用又は財・サービスに独自性を加味することにより多様なニーズに対応する事業を新たに営もうとする者
- c 現に雇用されている企業と同一の業種の事業を新たに営もうとする者であって、現に雇用されている企業に継続して6年以上勤務している者。ただし、中小企業以外の企業に雇用されている者にあっては、開業する事業と密接に関連した職種に、当該企業において継続して6年以上従事していることを要す。

d 現に雇用されている企業と同一の業種の事業を新たに営もうとする者であって、現に雇用されている企業と同一の業種に通算して10年以上(ただし、平成19年3月31日までは6年以上)勤務している者。ただし、中小企業以外の企業に雇用されている者にあつては、開業する事業と密接に関連した職種に通算して10年以上(ただし、平成19年3月31日までは6年以上)従事していることを要す。

e 大学又は高等専門学校等(修業年限3年以上のものに限る。)において修得した技能等と密接に関連した職種に継続して5年以上(ただし、平成19年3月31日までは2年以上)勤務した者であつて、当該職種と密接に関連した業種の事業を新たに営もうとする者

B. 開業資金の2分の1以上の自己資金が確認できる者

C. 開業資金の3分の1以上2分の1未満の自己資金が確認できる者

<制度の概要>

(1)「1.」又は「2.」いずれかは必ず該当することが必要

(2)「1.」の場合、Aのa、b、c、d、eのいずれかに該当することが必要(B又はCに該当する必要なし)

(3)「2.」の場合、Aのa、b、c、d、eのいずれか及びBに該当することが必要

ただし、自己資金要件の緩和が適用される場合においては、BにかわりCに該当することが必要

支援措置に係る必要な手続き

計画認定後は、まず、地方公共団体が当該計画に掲げた特定業種を営む(または、営もうとする)事業者であるか否かを判別(承認)することになります。

その後、地方公共団体の承認を受けた事業者は、国民生活金融公庫の最寄りの支店で当該支援措置に係る融資の申込等を行うことができます。

なお、計画の認定とは別に、個別の事業者に対する融資については、国民生活金融公庫による金融判断を経ることが必要です。

認定申請にあたって必要な書類

自己資金要件の緩和を適用する新産業、新事業(特定業種)の概要が分かる資料

地域再生計画及び添付書類の記載にあたって留意すべき事項

下記の項目について、記載すること。

- ・ 国民生活金融公庫の「新創業融資制度」の現行の要件(自己資金要件を除く)に合致していること
- ・ 自己資金要件の緩和を適用する新産業、新事業(特定業種)の選定理由

- ・ 自己資金要件を緩和することに伴う地域経済活性化への効果

当該支援措置を認定申請できる時期について

平成19年3月31日まで

措置の区分：要綱

支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

- ・ 国民生活金融公庫特別貸付制度要綱の改正

支援措置に係る現行規定の概要：

特別貸付制度要綱のうち新創業融資制度要綱中に要件緩和の内容等を規定

3 - 9 中小企業再生支援協議会、整理回収機構等の連携（金融庁、経済産業省）

：【C3002】

支援措置を設ける趣旨及び概要

地域経済の動向に甚大な影響を与えるといった事態の発生に伴い、地域企業に対する再生支援を含む各種施策を集中・連携して実施するため、当該地域における関係機関の連携強化等を支援します。

支援措置の内容

これまでも、関係機関が相互に連携し、より効果的な支援が可能となるようなネットワークの構築についての提案があった場合には、例えば、栃木県の「栃木金融・経済安定連絡協議会」に、中小企業再生支援協議会、整理回収機構等が参加し、協力を進めてきているところです。

このような取組を一層集中・連携して実施するため、地域再生計画の認定を踏まえ、地方公共団体において中小企業再生支援協議会、整理回収機構等関係機関を含む連絡調整組織を整備する場合において、担当省庁は関係機関との調整を図るなど取組を支援するとともに、当該地方公共団体からの要請に応じて、当該地方公共団体等が実施する企業再生実務に関する説明会等に対して関係機関が連携して専門家を派遣するよう、担当省庁から関係機関に働きかけを行います。このほか、地域企業に対する再生支援に向けて地方公共団体が行う取組等について、関係機関が連携して支援を行うよう、担当省庁として最大限の対応をします。

支援措置に係る必要な手続き

特になし。

認定申請にあたって必要な書類

地域再生計画に位置づけられた地域企業に対する再生支援のために必要な関係機関の連携強化に向けた取組の詳細がわかる企画書（様式は自由）

地域再生計画及び添付書類の記載にあたって留意すべき事項

地方公共団体において、地域再生計画に地域企業に対する再生支援を位置づけ、継続的に関係機関の連携強化を推進することを内容とする計画を策定すること。なお、計画に当該内容を盛り込まない場合には、別途添付資料を作成し記載すること。

当該支援措置を認定申請できる時期について
期限を設けない。

措置の区分：運用

支援措置に係る法令等の名称及び条項等：なし

支援措置に係る現行規定の概要：なし

3 - 10 地域通貨モデルシステムの導入支援（総務省）：【C0404】

支援措置を設ける趣旨及び概要

地域通貨には、コミュニティ活動や地域経済を活性化する効果が期待されることから、地域再生のツールの一つとして、その導入・普及を支援します。

支援措置の内容

平成18年度事業として、昨年度開発した地域通貨モデルシステムを利用し、他の地域のモデルとなる地域通貨を導入する市区町村（10団体程度）において、実証実験事業を行います。

実施箇所の選定に当たっては、地域再生計画に同事業を位置づけて申請を行う地方公共団体に対し、総務省が事前にヒアリングを行い決定します。総務省の事前ヒアリングを経た上で、地域再生計画を策定し、同計画について総務大臣の同意を得て、内閣総理大臣の認定を受けることにより、実証実験団体として選定されます。

実証実験団体として採択された地方公共団体に対しては、実証実験に必要なシステム運用や機材調達のための経費の支援を行います。

なお、地域通貨モデルシステムは、希望する地方公共団体に無償で配布します。

支援措置に係る必要な手続き

地域再生計画の申請に先立ち、総務省の事前ヒアリングを受けることが必要です（平成18年3月27日付総行自第61号「平成18年度地域通貨モデルシステム普及支援について」参照）。

認定申請にあたって必要な書類

地域再生計画の申請に当たっては、申請主体において地域通貨を導入する趣旨・目的、実施体制、参加者見込、地域通貨の入手方法・使途（地方公共団体が自ら用意する入手方法・使途については具体的な内容、民間団体等の協力が必要な入手方法・使途については具体的な内容及び当該民間団体等との調整状況）、ICTの活用方策、地域再生に期待される効果、将来構想、その他の特徴等について記載した資料を添付してください。（様式自由）

地域再生計画及び添付書類の記載にあたって留意すべき事項

地域再生計画及び添付書類の記載に当たっては、地域の特長を活かした地域通貨の仕組みや地域通貨の流通を促進させる方法についても工夫していただくようご留意願います。

当該支援措置を認定申請できる時期について

原則として5月

措置の区分：運用

支援措置に係る法令等の名称及び条項等：なし

支援措置に係る現行規定の概要：なし

3 - 1 1 地域再生支援のための「特定地域プロジェクトチーム」の編成（国土交通省・総務省、財務省、農林水産省、厚生労働省、経済産業省、環境省、内閣府）

：【C3003】

支援措置を設ける趣旨及び概要

「特定地域プロジェクトチーム」を編成し、市町村と一体となって具体のプロジェクトの実現を支援します。

支援措置の内容

地方公共団体、地元経済界、国の地方支分部局等の横断的な議論の場（共通プラットフォーム）を活用し、必要に応じて、国の出先事務所・支局等も活用しつつ、地方支分部局の担当課長等からなる「特定地域プロジェクトチーム」を編成し、市町村と一体となってプロジェクトの実現を支援します。

認定を受けた地域再生計画中に、「特定地域プロジェクトチームの設置」が記載されている場合は、当該計画の地域を対象に、プロジェクトチームの設置を要請されているテーマについて、プロジェクトチームを設置します。

支援措置に係る必要な手続き

地域再生計画認定後、「特定地域プロジェクトチームの設置要領」に基づき、プロジェクトチームメンバーへの参加依頼等を行ってください。（「特定地域プロジェクトチームの設置要領」は国土交通省のホームページに掲載しています。）

認定申請にあたって必要な書類

特になし。

地域再生計画及び添付書類の記載にあたって留意すべき事項

- ・地域再生計画に、特定地域プロジェクトチームを設置して取り組むべき課題、プロジェクトチーム設置の必要性および取組を行うことで達成される成果について具体的かつ詳細に記載してください。
- ・「特定地域プロジェクトチーム」は、各地域における個別のテーマ（例：カーレースの開催、バイオマスタウンの実現など）の実現に向けて、そのテーマに係る省庁を構成メンバーとしたチームにおいて、その個別テーマを実施面で支援するものです。

当該支援措置を認定申請できる時期について

期限を設けない。

措置の区分：運用

支援措置に係る法令等の名称及び条項等：なし

支援措置に係る現行規定の概要：なし

3 - 1 2 地域資本市場育成のための投資家教育プロジェクトとの連携（金融庁）

：【C0301】

支援措置を設ける趣旨及び概要

資本市場については、「貯蓄から投資へ」の流れの加速に向け、今まで証券投資を行ったことがない個人投資家を含め、多くの個人投資家の参加を推進することが必要です。地域資本市場育成についても、投資知識の普及・情報の提供等が重要であると認識しています。このため、地域における投資知識の普及に関する取組を確保します。

支援措置の内容

地域資本市場における投資家教育事業の実施主体に対し、地域の求めを最大限実現する観点から運営協力を行なうこととします。

例えば、

- (1) 事業の実施主体に対し、実施に向けたアドバイス
 - (2) 出前講座等の開催の際、講師の派遣ないしは講師の斡旋・紹介
(取引所、地区協会など)
 - (3) 投資家教育イベント開催の協力・参加
 - (4) 学校現場における投資 (金融経済を含む) 教育授業の支援
(教育委員会の働きかけ、講師の派遣ないしは講師の斡旋・紹介、副教材の提供)
 - (5) 人材育成 (研修会など) への協力
- 等を行います。

支援措置に係る必要な手続き

支援措置を行うにあたり、地方公共団体に対しヒアリングを行った上で、必要と思われる具体策について決定します。

認定申請にあたって必要な書類

- ・ 投資家教育事業の具体的な計画内容がわかる企画書 (様式は自由)
- ・ 投資家教育事業に関する地方公共団体の予算見積書 (様式は自由)

地域再生計画及び添付書類の記載にあたって留意すべき事項

地方公共団体において、地域再生計画に投資家教育事業を位置付け、目的、対象者、実施時期を記載した継続的な投資家教育を行う計画を策定し、事業の着実な実施が見込まれると判断される内容となっていること。

当該支援措置を認定申請できる時期について
期限を設けない。

措置の区分：運用

支援措置に係る法令等の名称及び条項等：なし

支援措置に係る現行規定の概要：なし

3 - 1 3 公有地の拡大の推進に関する法律による先買いに係る土地を供することができる用途の範囲の拡大 (国土交通省・総務省)

:【C3004】

支援措置を設ける趣旨及び概要

都市の健全な発展と秩序ある整備を促進する観点から、公有地の拡大の推進に関する法

律(昭和 47 年法律第 66 号)(以下、「法」という。)に基づく先買い制度により取得された土地(以下、「先買い土地」という。)のうち一定の要件を満たす場合に限り、その用途の範囲を拡大し、有効活用を図ることにより、地域再生を支援するものです。

支援措置の内容

- (1)対象となる先買い土地は、次に掲げるすべての要件を満たすものに限られます。
 - ア)先買い制度により買い取られた日から起算して10年を経過した土地であること
 - イ)都市計画の変更、買取りの目的とした事業の廃止又は変更その他の事由によって、将来にわたり法第9条第1項第1号から第3号までに掲げる事業又はこれらの事業に係る代替地に供される見込みがないと認められるものであること
- (2)上記の要件を満たす場合には、先買い土地を供することができる事業として、認定地域再生計画に記載された事業を追加することができます(ただし、地域再生法第5条第3項第3号に規定する補助対象施設の転用承認手続の特例に係るものを除く。)

支援措置に係る必要な手続き
特になし。

認定申請にあたって必要な書類

先買い土地に関する以下の事項を記載した資料を添付して下さい。(様式自由)

- (1)先買い土地の所在地(先買い土地の位置が分かる図面を含む。)
- (2)買取りの時期及び目的
- (3)法第9条第1項第1号から第3号までに掲げる事業等に供される見込みがないと判断される理由
- (4)先買い土地を供することを予定している事業の概要
 - ・事業の名称(具体的な施設名)
 - ・事業主体(地方公共団体名、企業名等)
 - ・事業の用に供する先買い土地の面積(m²)
 - ・当該土地が所在する用途地域(地域指定がされている場合のみ記載)
 - ・事業の用に供する予定時期
- (5)その他参考となる資料

地域再生計画及び添付書類の記載にあたって留意すべき事項
特になし。

当該支援措置に関する地域再生計画を認定申請できる時期
期限を設けない。

措置の区分:法律

支援措置に係る法令等の名称及び条項等:

公有地の拡大の推進に関する法律第9条第1項第4号口
支援措置に係る現行規定の概要:なし

3 - 1 4 広域市町村が連携して行う事業に対する支援（経済産業省）

:【C1101】

支援措置を設ける趣旨及び概要

各市町村を取り巻く環境が厳しい中、地域再生を図るためには関係市町村が互いに連携しながら地域資源を有効活用し、地域にある潜在的な力を最大限引き出していくことが必要であるとの観点から、経済的・社会的に一定のまとまりをなす市町村が共同して、又は都道府県と連携して各種産業の効果的・重点的な振興策の実施に係る支援を実施するものです。

支援措置の内容

合併市町村や複数の自治体が連携して新事業支援施設を整備する事業で、新事業支援施設整備費補助金を適用する場合であって、認定地域再生計画に位置付けられた場合においては、一定程度配慮を行います。

また、この支援措置の活用により、補助対象事業の範囲として、「中小企業新事業活動促進法に基づく事業環境整備構想に資する事業」及び「地域産業集積活性化法に基づく基盤的技術産業集積活性化計画に資する事業」に加えて、「地域再生法に基づく認定地域再生計画に資する事業（合併市町村や複数の自治体が連携して実施することが明記された事業に限る）」を対象にすることができます。

支援措置に係る必要な手続き

本事業の実施に当たっては、新事業支援施設整備費補助金に関する交付要綱に従って決定されますので、当該交付要綱に従って手続きを行うこととなります。

認定申請にあたって必要な書類

特になし。

地域再生計画及び添付書類の記載にあたって留意すべき事項

地域再生計画の認定申請に当たっては、新事業支援施設を整備する事業の活用方法を可能な限り具体的に記載してください。

当該支援措置に関する地域再生計画を認定申請できる時期

期限を設けない。

措置の区分：予算措置

支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

- ・新事業支援施設整備費補助金交付要綱

支援措置に係る現行規定の概要：

地方自治体が実施する新事業支援施設等整備事業に対する補助制度